

令和6年度 大学機関別認証評価

自己点検評価書

[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

育英大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的等	4
基準 2. 学生	12
基準 3. 教育課程	31
基準 4. 教員・職員	45
基準 5. 経営・管理と財務	56
基準 6. 内部質保証	67
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	75
基準 A. 地域連携の取組	75
V. 特記事項	78
VI. 法令等の遵守状況	79
VII. エビデンス集一覧	89
エビデンス集（データ編）一覧	89
エビデンス集（資料編）一覧	90

## **I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等**

### **1. 建学の精神・大学の基本理念**

学校法人群馬育英学園（以下「本学園」という。）は、「正直・純潔・無私・愛」の道義標準に基づき、昭和 33(1958)年に群馬県において学校法人として設置され、昭和 38(1963)年に前橋育英高等学校を開設した。その後、昭和 45(1970)年に前橋保育専門学校、昭和 52(1977)年に前橋育英学園短期大学を開設し、「公正・純真・奉仕・友愛」の道德理念を培い、国際的視野に立って世界の平和と社会の福祉に貢献できる人材を育成することに努めてきた。

その後、昭和 62(1987)年に育英短期大学と改称し、60 年近くの教育的事業を通して短期大学卒業生 1 万人余りを地域社会に送り出し、保育・幼児教育を中心とした多くの教育者養成を行うことによって地域に根ざした高等教育の場としての役割を果たしてきた。

本学園名の「育英」は孟子の「盡心章句上」に由来し、「すぐれた才知をもつ青少年を教育する」という意味をもっている。本学園はこの基本理念の実現を目指して「公正、純真、奉仕、友愛」を建学の精神に掲げて、平成 30(2018)年 4 月に教育者を養成する大学として育英大学（以下「本学」という。）を開設した。

この建学の精神は、多様な価値が混在する今日の社会では、私たち一人ひとりが物事に対して「公正」で、「純真に」、他者に対して「奉仕」の精神と深い「友愛」をもって臨むことが社会のさまざまな対立や矛盾を解決する道に通じるという考えに基づいている。

### **2. 使命及び目的**

本学は、この建学の精神に則り、育英大学学則（以下「学則」という。）第 1 条において、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成するとともに、豊かな人間性と深い専門性をもつ人材を養成し、教育研究を通して社会に貢献することを使命とし、教育学部教育学科では、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材を養成することを目的としている。

### **3. 大学の個性・特色**

本学の個性・特色は、教育分野の基礎的知識と技能を修得させ、特に現場で必要とされる教養的知識と教育に関する専門的知識や技能を修得させることを教育目標として掲げて、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目指しているところと自認している。

本学は、教育学部教育学科の 1 学部 1 学科からなる大学であり、さらに教育学科は児童教育専攻とスポーツ教育専攻の 2 専攻から構成されている。

児童教育専攻の個性・特色は、児童教育の現場で求められる幅広い教養的知識と教育に関する専門的知識や技能を修得させ、児童教育現場で求められる教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目指しているところと自認している。

また、スポーツ教育専攻の個性・特色は、体育・スポーツの教育現場に求められる幅広

い教養的知識と教育に関する専門的知識や技能を修得させ、体育・スポーツの教育現場で求められる教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目指しているところと自認している。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

#### <大学設置までの沿革>

昭和 33(1958)年 12月	準学校法人大利根学園認可 群馬予備高等学校設置
昭和 38(1963)年 1月	学校法人福井学園に名称変更
昭和 38(1963)年 4月	前橋育英高等学校（全日制課程）設置
昭和 39(1964)年 11月	学校法人前橋育英学園に名称変更
昭和 45(1970)年 4月	各種学校前橋保育専門学校開校
昭和 52(1977)年 4月	前橋育英学園短期大学（保育学科）設置
昭和 58(1983)年 4月	前橋育英学園短期大学に英語科設置
昭和 62(1987)年 4月	キャンパスを現在地（高崎市京目町）に移転、育英短期大学に名称変更
昭和 63(1988)年 2月	学校法人群馬育英学園に名称変更
	学校法人の所在地を前橋市朝日が丘町から高崎市京目町に変更
平成 30(2018)年 4月	育英大学教育学部教育学科設置

#### <育英大学の沿革>

平成 30(2018)年 4月	育英大学教育学部教育学科（入学定員 100 名（児童教育専攻 50 名・スポーツ教育専攻 50 名））を設置
令和 6(2024)年 4月	教育学部教育学科スポーツ教育専攻の入学定員 50 名を 100 名に定員増

## 2. 本学の現況

- ・ 大学名 育英大学
- ・ 所在地 群馬県高崎市京目町1 6 5 6 番地 1
- ・ 学部構成 教育学部 教育学科  
児童教育専攻  
スポーツ教育専攻

### ・ 学生数、教員数、職員数

教育学部教育学科の学生数（令和6（2024）年5月1日現在）

専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数				
			1年	2年	3年	4年	計
児童教育専攻	50	200	53	45	49	53	200
スポーツ教育専攻	100	250	122	81	60	56	319
計	150	450	175	126	109	109	519

※スポーツ教育専攻の入学定員は令和6（2024）年度より、50名から100名へ増。

教育学部教育学科の教員数（令和6（2024）年5月1日現在）

専攻	教授	准教授	講師	助教	助手	計	兼任教員
児童教育専攻	4	5	1	0	0	10	—
スポーツ教育専攻	6	1	5	0	2	14	—
計	10	6	6	0	2	24	59

教育学部教育学科の職員数（令和6（2024）年5月1日現在）

正職員	嘱託職員	パート職員	計
15	6	3	24

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

#### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

#### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学園名の「育英」は孟子の「盡心章句上」に由来し、「すぐれた才知をもつ青少年を教育する」という意味をもっている。本学園は、この基本理念の実現を目指して、「公正、純真、奉仕、友愛」を建学の精神に掲げて、平成 30(2018)年 4 月に、教育者を養成する大学として本学を開設した。

この建学の精神は、多様な価値が混在する今日の社会では、私たち一人ひとりが物事に対して「公正」で、「純真」に、他者に対して「奉仕」の精神と深い「友愛」をもって臨むことが社会のさまざまな対立や矛盾を解決する道に通じるという考えに基づいている。

本学は、この建学の精神に則り、育英大学学則（以下「学則」という。）第 1 条において、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成するとともに、豊かな人間性と深い専門性をもつ人材を養成し、教育研究を通して社会に貢献することを使命及び目的としている。

また、教育学部教育学科は、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材を養成することを教育目的としている。

以上のとおり、本学が掲げる使命・目的及び学部学科の教育目的は具体的であり、明確に示されている。

##### 1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神を踏まえて明確に文章化されており、本学のホームページをはじめ、「学生必携」、「CAMPUS GUIDE」を通して具体的かつ簡潔に明示されている。

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、教育分野の基礎的知識と技能を修得させ、特に現場で必要とされる教養的知識と教育に関する専門的知識や技能を修得させることを教育目標として掲げ

て、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目指しているところにある。

児童教育専攻の個性・特色は、児童教育の現場で求められる幅広い教養的知識と教育に関する専門的知識や技能を修得させ、児童教育・幼児教育現場で求められる教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目指しているところにある。

スポーツ教育専攻の個性・特色は、体育・スポーツの教育現場に求められる幅広い教養的知識と教育に関する専門的知識や技能を修得させ、体育・スポーツの教育現場で求められる教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目指しているところにある。

以上のように、本学の個性・特色は本学のホームページをはじめ、「学生必携」、「CAMPUS GUIDE」を通して具体的かつ簡潔に明示されている。

### 1-1-④ 変化への対応

本学は、平成30(2018)年4月に開学した大学であり、開学年度の教育学部の入学定員100名のところ入学者は59名で定員充足率は59%であったが、開学当初から教員及び職員が一丸となって県内・県外の高校を訪問し、本学の広報及び受験者の募集活動を積極的に展開している。

その結果、令和元(2019)年度の入学者は94名(定員充足率は94%)、令和2(2020)年度の入学者は123名(定員充足率は123%)、令和3(2021)年度の入学者は111名(定員充足率は111%)、令和4(2022)年度の入学者は119名(定員充足率は119%)、令和5(2023)年度の入学者は122名(定員充足率は122%)と定員を超える学生を確保し、開学から順調に改善した。

さらに、令和6(2024)年度からは、小学校段階における教科担任制や運動部活動の地域移行に伴う、地域的・社会的課題にも対応するため、スポーツ教育専攻の入学定員を50名から100名へと増員し、入学定員を150名とした。地域を広げて募集活動を展開した結果、令和6(2024)年度の入学者は175名(定員充足率は117%)と定員を超える入学者を迎え入れた。次年度以降も継続して学生定員を満たす入学者の確保に向かって募集活動を展開する予定である。

教育課程においては、教職課程認定基準の改正に基づく義務教育特例により、小学校・中学校の教職科目内容を充実させるとともに、教科専門科目を共通化することを主として、令和5(2023)年度に学則別表第1及び別表第2の改正を行った。

### (3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的は、上述したように、本学園の基本理念及び建学の精神に基づいており、とりわけ教育現場で求められる幅広い教養的知識と専門的知識・技能を身につけた実践的教育者を養成しようとするところに独自性が認められる。今後は、学内の運営及び教育活動について時代の変化や社会の要請を見据えつつ不断の点検及び見直しを行い、教員の質の向上と教育環境の改善に努める。

## 【エビデンス集（資料編）】

- 資料 1-1-1 「育英大学学則」
- 資料 1-1-2 「育英大学ホームページ(建学の精神)」
- 資料 1-1-3 「令和6年度 育英大学学生必携」
- 資料 1-1-4 「育英大学 CAMPUS GUIDE 2024」

### 1-2 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

#### (2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学則に定められている本学の使命・目的及び教育学部教育学科の教育目的は本学園の理事会の議を経て決定されたものであり、法人の役員、本学の教職員の理解と支持を得ている。

さらに、その内容及び趣旨は、本学の教員及び職員の管理職者から構成される運営会議において学長から、教授会において学部長から繰り返し説明することを通して全教員に理解と支持を得ている。

##### 1-2-② 学内外への周知

また、本学の使命・目的及び教育学部教育学科の教育目的は学則に明記されており、本学のホームページをはじめ、「学生必携」、「CAMPUS GUIDE」を通して内外に広く周知されている。また、年度初めのオリエンテーション（ガイダンス）では全学年に本学の教育目的や教育理念について説明を行い、これらに基づき本学の教育課程や教育体制を整えていることを学生に伝えている。

##### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は、前橋育英高等学校と育英短期大学の設置者である学校法人群馬育英学園（以下「本学園」という。）が平成30(2018)年4月に設置して開学した大学であり、本学園はこの三つの教育機関の連携をとりつつ教育と研究に真摯に取り組み、地域住民や諸機関の協力と理解を得て地域の文化の質を高め、地域社会と国際社会への貢献を図ることを基本理念としている。

この基本理念に基づいて育英大学及び育英短期大学の円滑な運営を行うために、本学規



則に「育英大学・育英短期大学運営会議規則」が定められており、その所掌事項の一つに「中期計画、中期目標及び事業計画の策定並びに実施」が掲げられている。

事業計画は毎年この規則に基づいて立てられ、令和5年度第10回運営会議（大学・短大）において令和6（2024）年度の事業計画が審議された。また、令和6（2024）年度の第1回運営会議（大学・短大）において、令和5（2023）年度の事業報告（重点事項）の報告内容が審議された。

以上の経緯に基づいて、現在、本学園の基本理念並びに本学の使命・目的及び教育目的を反映して、本学園、本学及び育英短期大学、前橋育英高校に及ぶ中期計画が策定されている。また、令和6（2024）年度から本学の入学定員増及び育英短期大学の入学定員減及び各設置校の募集状況を基に再検討の上、第2次中期計画及び財務計画の改定を行った。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、建学の精神に則り、学則第1条において、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成するとともに、豊かな人間性と深い専門性をもつ人材を養成し、教育研究を通して社会に貢献することを使命及び目的としている。また、これを受けて、教育学部教育学科は、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材を養成することを教育目的としている。

さらに、本学の使命及び目的と教育学部教育学科の教育目的を踏まえて、教育学部及び専攻別に、三つのポリシーが以下のように定められている。

#### 1. 教育学部の三つのポリシー

##### <ディプロマ・ポリシー>

1. 教育現場に求められる教養的知識を修得し、専門的職業人としての役割を果たすことができる。
2. 教育学の基礎的知識と教員の資質能力を修得し、教育者として主体的に判断し行動することができる。
3. 教科指導や生徒指導に必要な知識や技能を修得し、教育活動を実践することができる。
4. 教育現場における諸課題を探究し、その成果を教育活動の実践に活かすことができる。
5. 教育学及び関連分野の基礎的理論と専門的知識を修得し、教育研究を通して地域社会に貢献することができる。

##### <カリキュラム・ポリシー>

1. 教育現場に求められる幅広い教養を修得させるために「基礎教育科目」を設置し、専門的職業人として役割を果たすことができるように教育する。
2. 教育に関わるさまざまな理論と教員に求められる資質能力に基づいた知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「基幹科目」を設置し、教育者として主体的に判断して行動することができるように教育する。
3. 教育現場において必要な教科や指導法についての専門的知識及び技能を修得させるために「専門教育科目」の中に「展開科目」を設置し、教育活動を実践することができる

ように教育する。

4. 体験的学習や研究を通して教育現場における実践力と課題解決能力、創造的探究能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「実習科目」「研究科目」を設置し、教育活動の実践に活かすことができるように教育する。
5. 教育学及び関連分野の基礎的理論と専門的知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「発展科目」「関連科目」を設置し、地域社会に貢献することができるように教育する。

#### ＜アドミッション・ポリシー＞

1. 本学の建学の精神と教育学部の教育目的を理解し、教育・保育に対する高い職業意識を有する者
2. 社会を取り巻く環境に広く関心を持ち、問題を深く探求しようとする者
3. 自己の目的実現のために、日々学習し成長しようとする者

## 2. 児童教育専攻の三つのポリシー

#### ＜ディプロマ・ポリシー＞

1. 児童教育現場に求められる教養的知識を修得し、専門的職業人としての役割を果たすことができる。
2. 児童教育の理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質能力を修得し、児童教育者として主体的に判断し行動することができる。
3. 児童理解や教育相談に関する基礎的知識、技能とともに各教科に関する専門的知識、技能を修得し、児童教育現場において教育活動を実践することができる。
4. 児童理解や学級経営等に関する諸課題を探究し、修得した児童教育者としての基本的資質、能力を使命感と責任感をもって教育活動の実践に活かすことができる。
5. 心身の発達、学習の過程などの基礎的理論と専門的知識を修得し、教育研究を通して地域社会に貢献することができる。

#### ＜カリキュラム・ポリシー＞

1. 児童教育現場に求められる幅広い教養を修得させるために「基礎教育科目」を設置し、専門的職業人として役割を果たすことができるように教育する。
2. 児童教育に関わる理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「基幹科目」を設置し、児童教育者として主体的に判断して行動することができるように教育する。
3. 児童教育現場において必要な児童理解、教育相談、各教科についての専門的知識及び技能を修得させるために「専門教育科目」の中に「展開科目」を設置し、児童教育現場で教育活動を実践することができるように教育する。
4. 体験的学習や研究を通して児童教育現場における実践力と課題解決能力、創造的探究能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「実習科目」「研究科目」を設置し、使命感と責任感をもって児童教育活動の実践に活かすことができるように教育する。

5. 児童教育及び関連分野の基礎的理論と専門的知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「発展科目」「関連科目」を設置し、地域社会に貢献することができるように教育する。

#### <アドミッション・ポリシー>

- 教育学部のアドミッション・ポリシーの1から3に加えて、教育・保育に高い志を持ち、社会に貢献しようとする意欲を有する者

### 3. スポーツ教育専攻の三つのポリシー

#### <ディプロマ・ポリシー>

1. 体育・スポーツ教育現場に求められる教養的知識を修得し、専門的職業人としての役割を果たすことができる。
2. 体育・スポーツ教育の理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質能力を修得し、スポーツ教育者として主体的に判断し行動することができる。
3. 生徒理解や教育相談に関する基礎的知識、技能とともに体育教科に関する専門的知識、技能を修得し、体育・スポーツ教育現場において教育活動を実践することができる。
4. 生徒理解や学級経営等に関する諸課題を探究し、修得した体育・スポーツ教育者としての基本的資質、能力を使命感と責任感をもって教育活動の実践に活かすことができる。
5. 心身の健康、身体の機能などの基礎的理論と専門的知識を修得し、教育研究を通して地域社会に貢献することができる。

#### <カリキュラム・ポリシー>

1. 体育・スポーツ教育現場に求められる幅広い教養を修得させるために「基礎教育科目」を設置し、専門的職業人として役割を果たすことができるように教育する。
2. 体育・スポーツ教育に関わる理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「基幹科目」を設置し、体育・スポーツ教育者として主体的に判断して行動することができるように教育する。
3. 体育・スポーツ教育現場において必要な生徒理解、教育相談、体育教科についての専門的知識及び技能を修得させるために「専門教育科目」の中に「展開科目」を設置し、体育・スポーツ教育現場で教育活動を実践することができるように教育する。
4. 体験的学習や研究を通して体育・スポーツ教育現場における実践力と課題解決能力、創造的探究能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「実習科目」「研究科目」を設置し、使命感と責任感をもって体育・スポーツ教育活動の実践に活かすことができるように教育する。
5. 体育・スポーツ教育及び関連分野の基礎的理論と専門的知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「発展科目」「関連科目」を設置し、地域社会に貢献することができるように教育する。

### ＜アドミッション・ポリシー＞

- 教育学部のアドミッション・ポリシーの1から3に加えて、スポーツ教育専攻では、体育・スポーツ教育に高い志を持ち、社会に貢献しようとする意欲を有する者

以上のように、本学の使命・目的及び教育目的は、学部・児童教育専攻・スポーツ教育専攻の三つのポリシーのそれぞれに十分反映されている。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

建学の精神に基づいた本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、本学では基本的な教育研究組織として教育学部教育学科の1学部1学科を設置し、教育学科の中に児童教育専攻とスポーツ教育専攻の2専攻を設けている。

大学の運営に関する事項を審議する組織として「運営会議」を、教学に関する事項を審議する組織として、専任の教授・准教授・講師及び助教をもって組織する教育学部教授会を置き、さらに専攻ごとの教育目的を達成するために必要な事項を審議する組織として児童教育専攻会議とスポーツ教育専攻会議を設けて、各教育研究組織の密接な連携協力により本学の教育研究活動の充実に努めている。

以上のように、本学の教育研究組織は本学の使命・目的との整合性が図られた構成となっている。

### 【エビデンス集（資料編）】

- 資料 1-2-1 「育英大学学則」
- 資料 1-2-2 「育英大学ホームページ(育英大学の特長)」
- 資料 1-2-3 「令和6年度 育英大学学生必携」
- 資料 1-2-4 「育英大学 CAMPUS GUIDE 2024」
- 資料 1-2-5 「育英大学・育英短期大学運営会議規則」
- 資料 1-2-6 「令和5年度第10回運営会議（大学・短大）議事要旨」
- 資料 1-2-7 「令和6年度育英大学及び育英短期大学の事業計画」
- 資料 1-2-8 「令和6年度第1回運営会議（大学・短大）議事要旨」
- 資料 1-2-9 「令和5年度育英大学及び育英短期大学の事業報告」
- 資料 1-2-10 「学校法人群馬育英学園第2次中期計画」
- 資料 1-2-11 「学校法人群馬育英学園第2次中期計画【令和5年度修正版】」
- 資料 1-2-12 「2024年度 育英大学学生募集要項」
- 資料 1-2-13 「育英大学運営会議規則」
- 資料 1-2-14 「育英大学教授会規則」
- 資料 1-2-15 「育英大学学科専攻会議規則」

### (3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神を踏まえた本学の使命・目的及び学部・専攻の教育目的については、その有効性について時代の変化や社会の要請を見据えつつ不断の点検及び見直しを行い、教員の質の向上と教育環境の改善の視点から本学独自の教育研究活動の充実に努めることが重要で

ある。

今後も、運営会議・教授会・専攻会議を通して、役職者・教員・職員への本学の使命・目的及び教育目的の理解・浸透を図るとともに、さまざまな広報の機会を活用して学内外への周知と意見の集約を行い、その結果を年度ごとの事業計画並びに中期計画の策定に反映することによって、時代の変化に適合した見直しを行っていく。

### **【基準1の自己評価】**

本学の使命・目的及び学部学科の教育目的は、学校教育法、大学設置基準等の関係法令に即したものであり、具体的で明確に示されている。また、建学の精神「公正、純真、奉仕、友愛」を踏まえて簡潔に文章化されており、本学の個性・特色もホームページや「学生必携」、「CAMPUS GUIDE」を通して具体的かつ簡潔に明示されている。

また、これらの基本理念を基盤として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定しており、役員、教職員へは、法人理事会、運営会議、教授会を通して周知されており、使命・目的及び教育目的を踏まえた中期計画を策定している。

さらに、使命・目的及び教育目的を達成するために基本的な教育研究組織として教育学部教育学科が設置されている。

以上のことから、本学は基準1を満たしていると評価できる。

## 基準 2. 学生

### 2-1 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の使命・目的及び学部・専攻の教育目的を踏まえて、アドミッション・ポリシーは、以下に示すように、教育学部全体と専攻別（児童教育専攻・スポーツ教育専攻）に策定され、「学生募集要項」に明示するとともに、ホームページを通して学内外に公表し、周知を図っている。

##### <教育学部のアドミッション・ポリシー>

教育学部では、教育学・保育学分野に対する強い興味と関心及び学部教育に対する学習意欲を有しており、学部教育を受けるに相応しい基礎学力と適性能力を有している者を受け入れる。具体的には、次の資質を持つ学生を求めている。

1. 本学の建学の精神と教育学部の教育目的を理解し、教育・保育に対する高い職業意識を有する者
2. 社会を取り巻く環境に広く関心を持ち、問題を深く探求しようとする者
3. 自己の目的実現のために、日々学習し成長しようとする者

##### <児童教育専攻のアドミッション・ポリシー>

児童教育専攻では、上記の 1 から 3 に加え、教育・保育に高い志を持ち、社会に貢献しようとする意欲を有する学生を求めている。

##### <スポーツ教育専攻のアドミッション・ポリシー>

スポーツ教育専攻では、上記の 1 から 3 に加え、体育・スポーツ教育に高い志を持ち、社会に貢献しようとする意欲を有する学生を求めている。

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### <入学者選抜に関する事項の審議と入学者選抜試験の実施体制>

本学では、入学者選抜に関する事項を審議するために、教授会の下に学部長を委員長とする入試委員会を設置し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れを実現するために、入学試験制度・入学試験に関する基本方針の作成及び採点・面接の担当者及び採点等について検討を行い、以下の入学者選抜試験を実施している。

## <入学者選抜方法>

### 【試験区分：試験内容】

- 総合型選抜：  
書類審査（志望理由書、調査書）、小論文、面接
- 総合型選抜スカラシップ：  
書類審査（志望理由書、調査書）、学力検査（国語、英語）
- 学校推薦型選抜（指定・公募）：  
書類審査（志望理由書、調査書）、小論文、面接
- 学校推薦型選抜（特別）：
  - ①書類審査（志望理由書、調査書）、口頭試問
  - ②書類審査（調査書、活動報告書、競技実績）、口頭試問
- 一般選抜・スカラシップ：  
学力検査（国語、英語）、調査書
- 大学入学共通テスト利用選抜：  
大学入学共通テスト2教科型（国語、英語）
- 大学入学共通テスト利用選抜：  
大学入学共通テスト3教科型（国語、英語、高得点科目1科目）
- 大学入学共通テスト利用選抜：  
大学入学共通テスト5教科型（国語、英語、地理歴史・公民から高得点1科目、  
数学①・②から高得点1科目、理科①から2科目又は理科②から1科目）

入試結果を踏まえ、その実施方法が総合型選抜スカラシップ、一般選抜における学力試験は本学で作問しており、作問者、校正担当者、職員の3者で入念な検証と校正を重ね、万全の体制で実施している。また、問題の難易度は前年の結果や学習指導要領の内容を踏まえ、入試委員会において協議を行い、公平公正な入試の実施に努めている。

## <入学者選抜における重点項目>

本学では、一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜以外のすべての入学試験において、面接又は口頭試問を課して受験者のアドミッション・ポリシーの理解度を確認し、これを合否判定の重要な評価項目として利用している。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和3(2021)年度に完成年度を迎え、更なる定員充足を目指し教職員が一丸となって群馬県内外の高校訪問を実施し、本学の広報及び受験者の確保に向けて積極的に募集活動を展開した。その結果、下記表のように入学者(編入学を含む。)を確保することができた。

(令和6(2024)年5月1日現在)

入学定員	年度	志願者数	合格者数	入学者数	入学定員充足率
児童教育専攻 (50名)	令和3(2021)年度	80名	73名	53名	106%
	令和4(2022)年度	71名	65名	53名	106%
	令和5(2023)年度	108名	81名	47名	94%
	令和6(2024)年度	95名	93名	53名	106%
スポーツ教育専攻 (50名)	令和3(2021)年度	74名	71名	58名	116%
	令和4(2022)年度	75名	73名	66名	132%
	令和5(2023)年度	144名	88名	75名	150%
	令和6(2024)年度 から(100名)	173名	151名	122名	122%
教育学科計 (100名)	令和6(2024)年度 から(150名)	1年次生計		175名	117%
		2年次生計		122名	122%
		3年次生計		119名	119%
		4年次生計		111名	111%

## 【エビデンス集(資料編)】

- 資料 2-1-1 「育英大学ホームページ(3つのポリシー)」
- 資料 2-1-2 「令和6度 育英大学学生必携」
- 資料 2-1-3 「育英大学 CAMPUS GUIDE 2024」
- 資料 2-1-4 「2024年度 育英大学学生募集要項」
- 資料 2-1-5 「育英大学入試委員会規則」

## (3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

18歳人口が引き続き減少し、地方の中小規模大学を取り巻く環境がより厳しさを増す中、入学者の確保に向けた募集活動を教職員が一丸となって展開し、開学1年目及び2年目では定員未充足であったが、令和2(2020)年度以降の入試では、教職員の懸命な広報並びに募集活動によって、定員充足率100%を超える入学者を確保することができた。

また、定員未充足の解消を目指して平成31(2019)年度及び令和2(2020)年度入試において編入学試験を行い、児童教育専攻の2年次に2名が入学した。令和2(2020)年度の編入学試験では、児童教育専攻に2年次1名・3年次2名、スポーツ教育専攻に2年次1名・3年次1名が入学し、令和3(2021)年度の編入学試験では、児童教育専攻の3年次に4名が入学し、令和4(2022)年度からは学内編入学試験を実施し、児童教育専攻に2年次1名が入学し、令和5(2023)年度の学内編入学試験では、児童教育専攻に2年次1名、スポーツ教育専攻に3年次1名が入学し、令和6(2024)年度の学内編入学試験では、児童教育専攻に2年次1名が入学した。



入試年度	専攻	編入年次		合計
		2年次	3年次	
平成 31(2019)年度	児童教育専攻	2名		2名
	スポーツ教育専攻			
令和 2(2020)年度	児童教育専攻	1名	2名	3名
	スポーツ教育専攻	1名	1名	2名
令和 3(2021)年度	児童教育専攻		4名	4名
	スポーツ教育専攻			
令和 4(2022)年度	児童教育専攻	1名		1名
	スポーツ教育専攻			
令和 5(2023)年度	児童教育専攻	1名		1名
	スポーツ教育専攻		1名	1名
令和 6(2024)年度	児童教育専攻	1名		1名
	スポーツ教育専攻			

本学は開学当初から、法令に定める実習以外に、1年次より保育・教育現場での観察、実習に参加する機会を設けており、令和4(2022)年度以降、近隣の小学校、中学校の協力を得て、さらにその内容が充実している。このような経験の厚みが学生個々の自信や力となり、教員採用試験、公務員試験では着実に結果を伸ばしている。しかし、本学は開学からまだ日が浅いために卒業生は3期生までと少なく、出口(就職)の実績について高校生やその保護者、高校教員などに十分に伝わっていない感は否めない。そのため、今後は、本学の手厚いキャリア支援の体制や少人数教育、奨学金制度等について、ホームページやソーシャルメディア等を活用してリアルタイムの情報発信に努めるとともに、オープンキャンパスのさらなる改善を通して参加者の増加を図ることによって、受験者のさらなる増加を図っていく。

## 2-2 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、学生の学修及び授業支援に関する方針を企画・立案する組織として、「教務委員会」、「FD・SD委員会」「障害学生学修支援委員会」を設置している。また、すべての委員会規則において事務職員を構成員及び事務担当者として参画させることが定められて

おり、これによって教員と職員が情報を共有した上で課題を明確にして協働する体制を整えている。

## 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

### <TA の活用>

本学には大学院が設置されておらず、TA (Teaching Assistant) を活用できる状況にはない。

### <学期開始時の学修支援>

入学時及び年度開始時には、各専攻の教員と教務課の事務職員が連携し、オリエンテーションの実施及び履修指導を行っている。

### <担任制による学修支援>

本学では1年次より担任制度を設けており、ゼミ担任には、学生6名から10名程度が配当され、個々の学生に対する入学から卒業までの履修指導や就学や学生生活を含めた指導を行う体制を確保している。

学生はゼミ担任にアポイントメントをとり、担任である教員は、授業の空き時間等を活用して、積極的に学生の学園生活、学修や成績に関する不安、進路の悩みなどの相談に応じており、相談内容によっては適切な対応を取れるよう他の教職員にも共有を図り、必要に応じて保証人とも面談の上、学生にとって最良の答えを導き出せるように努めている。

担任は、日常的な学園生活、学修、進級の相談、さらには卒業後の進路の相談、教員採用試験、公務員採用試験への準備など、4年間の学生生活全般にわたって指導を行っている。

### <ポータルサイトを利用した学修支援>

本学では、ポータルサイト〔アクティブアカデミー(学務システム)〕を利用して、学生個人に時間割や休講、補講等の学務情報の提供、教材の配布等を行い、さらに学生個人が履修登録、出席状況、成績の確認やレポート提出などを行うことができる学修支援を行っている。

さらに、このポータルサイトを利用して、職員並びに各専攻の教員が、学生の基本情報のほか、履修科目における出席状況等の情報を共有することによって、授業担当教員・担任・事務職員が協働して学修支援にあたっている。

また、令和5(2023)年度から保証人用ポータルサイトを開設し、「履修情報」「出欠情報」「成績表」などの学生情報を学生に閲覧許可を得たうえで保証人に提供しており、修学支援を目的とした保証人との連携強化を図っている。

### <GPAを活用した学修支援>

学期ごとに学期GPAに基づいて各専攻における学業成績優秀者(原則として、各専攻の各年次在学学生数の2%以内)を選考し、「成績優秀奨学生認定書」を授与している。また、翌学期に納める授業料の2分の1の額を奨学金として支給している。

さらに、学期ごとにG P Aが一定の水準に達しない学生を個別に把握し、担任により面談のうえ、修学意欲の維持に向けた指導を行っている。また、専任教員が補習等の必要な学修支援を実施している。

#### <「授業改善のための学生アンケート」を活用した学修支援>

本学では、授業に対する学生たちの意見を反映させるために、FD・SD委員会が行う教育の質の向上を目指すファカルティ・ディベロップメント活動の一環として、「授業改善のための学生アンケート」を、各学期後半の授業時間内に全開講科目を対象として実施している。アンケートの集計結果及び解析データは担当教員にフィードバックされ、担当教員は科目ごとに結果に基づく「授業担当教員による自己点検・評価報告書」を作成している。

#### <オフィスアワーを利用した学修支援>

すべての専任教員が、週2回各90分をオフィスアワーとして、学生個々の学園生活や学修等に関する相談に応じる体制を設けている。オフィスアワーについては、掲示及び電子メールで、学生への周知を図っている。また、非常勤講師については、学生から相談がある場合は、休憩時間等を利用して適宜対応している。

#### <障害のある学生への配慮>

平成31(2019)年度に策定された「育英大学及び育英短期大学の障害学生学修支援実施要項」に基づき、障害学生に対する合理的配慮が適切に提供されるよう教職員の支援体制の確保に努めている。

支援の希望を申し出た学生に対し「障害学生学修支援委員会」で支援の必要性を検討し、その必要性が認められた場合には、当該学生等の個別性に応じた内容で適切な支援を行える体制を取っている。

#### <中途退学、休学及び留年などへの支援>

学生から中途退学、休学、留年の申し出があった場合は、担任が中心となって学生との個別面談を行い、保証人とも面談の上、届出受理の可否が決定される。その後、専攻会議には担任所見を提出することになっており、退学や休学の理由、面談の記録、担任としての見解を記し、該当学生の状況を全教員が把握した上で、教務委員会を経て教授会にて最終的な決定がなされる。

これらの学生に関する情報は、毎月開催される専攻会議において各教員に共有され、実態把握や原因分析、改善の検討を行うなど、専攻全体できめ細やかな対応に努めている。

また、留年者に対しては、ゼミ担任が履修相談及び学習相談の機会を設け、個別に指導が行われている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 資料 2-2-1 「令和5年度 オリエンテーション実施計画」
- 資料 2-2-2 「令和5年度 ゼミ担任一覧」
- 資料 2-2-3 「令和5年度 専攻別の退学者の推移（過去1年間）」

- 資料 2-2-4 「令和 5 年度 オフィスアワー一覧」
- 資料 2-2-5 「令和 6 年度 育英大学学生必携」：  
(学生用 学務 Web システムマニュアル)
- 資料 2-2-6 「育英大学 GPA に関する規則」
- 資料 2-2-7 「育英大学及び育英短期大学の奨学金支給規則」
- 資料 2-2-8 「令和 5 年度育英大学成績優秀奨学生選考名簿」
- 資料 2-2-9 「育英大学 FD・SD 委員会規則」
- 資料 2-2-10 「令和 5 年度 授業改善のための学生アンケート」
- 資料 2-2-11 「令和 5 年度 授業担当教員による自己点検・評価報告書」
- 資料 2-2-12 「令和 5 年度 授業改善のための学生アンケート集計結果」
- 資料 2-2-13 「育英大学及び育英短期大学の障害学生修学支援実施要項」

### (3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では、学生に対する学修支援及び授業支援については教職員一丸となって行っているが、今後は学生の視点に立った細かな要望や改善に関する意見を汲み上げられるように「授業改善のための学生アンケート」の内容を検討して、学修支援をより有効なものへと改善する予定である。

また、たとえば視聴覚教材を用いる授業等で授業補助が必要な場合には、授業の事前事後に教員の指示に基づいて事務職員が機器の設置や教室環境の整備を行っている。今後は、SA の活用によって可能になる学修支援及び授業支援の方法を構築していく予定である。

## 2-3 キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### <教育課程内におけるキャリア支援>

本学の教育課程の特徴は、1 年次から 4 年次に教育現場での体験を中心に編成されているところである。1 年次は前橋市、伊勢崎市、及び玉村町等の小中学校において、行事の補助や学習支援等を行う「教職体験実習」を実施している。2 年次からは授業の空き時間や長期休暇期間を利用して小学校の学習補助や中学校の部活動補助などを行う「くっつき実習」を実施し、3 年次は教育現場を参観する「授業観察演習」及び模擬授業を中心に実践力を育む「授業実践演習」を実施している。3 年次後期及び 4 年次は 2 週間から 4 週間の「教育・保育実習」を行っている。このように、本学の教育の特徴は、教育現場とのつながりを大切にしながら、実践力のある社会人を養成するところにある。

また、社会に貢献できる実践力を身につけ、職業人として自立すること等を目標にして、

1年次に「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」、2年次に「総合ゼミⅠ・Ⅱ」、3年次前期に「キャリアプランニング（令和6（2024）年度開講）」、3年次後期に「社会的・職業的自立Ⅰ」を、4年次後期に「社会的・職業的自立Ⅱ」を必修科目として開講している。

#### <教育課程外におけるキャリア支援>

本学では、2年次の春休み、3年次の夏休み・冬休み・春休みの合計4回の長期休業を使って、教育課程外で専門学校の講師が指導する「教員・公務員採用試験対策講座」を開講している。この講座では、教員採用試験対策講座として90分×77コマの講義を、公務員採用試験対策講座として90分×69コマの講義を実施しており、大学から費用補助を行っているため、学生は、受講料の一部のみを負担するだけで全ての講義を受講できる。

また、令和5（2023）年度は、2年生を対象に就職試験や教員・公務員試験で必要となる基礎力を養成するため「一般教養対策講座」を17回開講し、3年生を対象に、次の「教員試験対策講座」を実施した。

夏休み（8～9月）に「教職教養対策講座24コマ」及び「人物試験対策講座6コマ」を、春休み（2～3月）に「小学校専門教科対策講座8コマ」、「中学校専門教科対策保健体育講座8コマ」、「一般教養対策講座10コマ」及び「教職教養対策講座12コマ」を開講した。

さらに、3年生を対象に、次の「公務員試験対策講座」も実施した。

夏休み（8～9月）に「教養試験対策講座34コマ」を、春休み（2～3月）に「教養試験対策講座8コマ」及び「人物試験対策講座10コマ」を開講した。

#### <学内におけるキャリア支援体制>

本学では、学生の就職活動の支援を行う組織として、事務局の教務課に「教職・実習サポート室」を、キャリアサポート課に「キャリアサポート室」を設置して、ゼミ担任と教務課、学生支援課及びキャリアサポート課が連携を図りながら学生の進路支援を行う体制を構築している。

この体制の中で、「キャリアサポート室」には3名の職員（内1名は非常勤）が常駐し、主として一般企業や医療機関・福祉施設、公務員への就職支援として、就職情報の提供、進路の相談をはじめとして、具体的な就職活動の指導や進路相談を行っている。また、外部のキャリアコンサルタント2名によるキャリアカウンセリングも週2回開設し、相談・支援体制を充実させた。さらに、「キャリアサポート室」には、求人票掲示板を設置し、求人票ファイル（企業・福祉施設&医療機関・教育機関・公務員別）、就職活動対策の資料や編入学資料、就職試験対策の教本を配架するとともに、常時パソコンの利用が可能となっている。

コロナ禍以降の対応としては、応募先の企業とオンラインで行うWeb面接試験や、Web会社説明会に参加できる専用の部屋を整備した。また、就職活動を本格的に進める3年次の後期に就活ガイダンスを希望者を対象に実施している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

資料2-3-1 「令和6年度 シラバス」

資料 2-3-2 「育英大学 CAMPUS GUIDE 2024」

資料 2-3-3 「2024 度キャリアカウンセリング開設予定表」

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育現場とのつながりを大切にしながら実践力のある社会人を育てるために、4年間を通して「教職体験実習」－「くつつき実習」－「授業観察演習」・「授業実践演習」－「教育・保育実習」を行うカリキュラムと、職業人として自立するためのカリキュラムを3・4年次に開設している。また、教育課程外のキャリア支援として、2年次の春期休暇期間及び3年次の夏季休暇期間に、提携している専門学校の講師が指導する「教員・公務員採用試験対策講座」の内容について、就職試験の動向を踏まえて見直し実施している。

1年次は「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」において、外部講師による「青年海外協力隊についての講演」「就職活動について」、2年次は「総合ゼミⅠ・Ⅱ」において、「適性検査」「就職活動に向けた準備」「求人票の見方、公務員の魅力」について講義を実施、就職の意識付けのきっかけとなった。このように1年次から系統性を踏まえた内容の見直しを図りながら、就活を意識させるよう充実させていく予定である。

令和6（2024）年度より3年次前期に「キャリアプランニング」を開講し、将来の就職先を明確にできるよう就職支援企業と連携を図り、「合同企業説明会」、「幼保認定こども園説明会」への参加や「面接トレーニング」などを実施する。また、後期には、計画的な活動ができるようなプランニングへの意識を持てるよう、「教員・公務員採用試験対策講座」や各種ガイダンスなど外部リソースも活用しながら、学生のニーズに合わせた内容を盛り込んでいくこととする。

また、学部とキャリアサポート室との連携をより一層強化し、個々の学生の就活状況に合わせたサポート体制を構築していく。

## 2-4 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、教育組織である学生支援委員会と連携して、学生サービス・厚生補導を担う事務組織として学生支援課が以下に示す事項の支援を行う体制を整備している。

### <保健室の設置>

保健室は、毎年4月に健康診断を実施して学生の健康の保持・増進を図るとともに、学生支援委員会、学生相談室、ゼミ担任と連携を密にしながら、健康相談、心理的支援、生活相談等を行う体制を整えている。

なお、令和5(2023)年度に保健室を利用した学生は延べ161名であった。

利用内容		延べ回数		
内容／年別	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	合計
内科系	35	101	71	207
外科系	67	62	32	161
婦人科	12	11	4	27
皮膚科	12	22	13	47
眼科	3	6	0	9
歯科	0	0	0	0
耳鼻咽喉科	4	1	3	8
その他	42	151	38	231
合計	175	354	161	690

利用状況		延べ人数		
区分／年別	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	合計
児童教育	35	102	105	242
スポーツ	68	38	56	162
合計	103	140	161	404

### <学生相談室の設置>

原則として、第1火曜日と第3木曜日の12時から17時まで開室し、心理的な問題を抱えた学生に対する援助のために学生相談室を設置し、専門カウンセラーを配置して、メンタルヘルスに関する悩みや精神的な問題を抱えた学生に必要な支援を行っている。また、カウンセラーは教職員に対してのコンサルテーションも行い、教職員が支援している学生の心理的な問題を解決するための援助を行っている。

なお、令和5(2023)年度に学生相談室を利用した学生は2名であった。

相談内容		延べ回数		
内容／年別	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	合計
心理・性格	16	16	9	41
対人関係	16	16	9	41
心身の不調	13	15	8	36
修学・進路	14	10	7	31
その他	0	6	6	12
合計	59	63	39	161

※短大の相談内容も含む。

利用状況	人数			
区分／年別	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	合 計
大学	9	8	2	19
短大	4	9	6	19
教職員(大)	7	13	3	23
教職員(短)	6	12	2	20
保健担当者	4	8	2	14
合 計	30	50	15	95

※短大の利用状況も含む。

### <障害学生修学支援委員会の設置>

障害学生の受入れについては、特別な配慮を必要とする志願者がいる場合は、事前相談を受け付けており、障害学生修学支援委員会において、個人の障害特性に応じた配慮や修学支援が行えるよう体制を取っている。在学生についても、教員や職員が気付いた場合や相談があった場合は支援が行えるよう体制を取っている。

なお、これまでに合理的配慮を必要とする学生はいなかった。

### <学生の意見・要望等への対応>

学生生活全般に関する学生の意見や要望を的確に把握するため、意見箱を設置し、学生がいつでも意見・要望を発信できる体制を整えて、学生サービスの向上に役立てるとともに、クラブ活動、学校行事、学生会活動に関して教職員がきめ細かく学生対応を行い、各活動の活性化を図っている。

なお、意見箱に投稿された件数は令和3(2021)年度3件、令和4(2022)年度2件、令和5(2023)年度3件であり、これらの意見についてはその都度学生支援委員会において検討し適切に対応した。

また、年度末には、「学生満足度アンケート」を実施して学生の意見・要望等の把握に努め、学生サービスのさらなる向上と改善に役立てている。なお、令和3(2021)年度は在籍者386名にアンケート調査を行い345名からアンケートを回収、令和4(2022)年度は在籍者434名にアンケート調査を行い401名からアンケートを回収、令和5(2023)年度は在籍者461名にアンケート調査を行い435名からアンケートを回収し、学生支援委員会において結果を分析し、次年度に向けた改善を検討した。

### <通学支援>

学生の通学支援のために、「JR高崎駅」と大学間、及び「JR新前橋駅」と大学間で、それぞれ無料スクールバスを運行しており、過密乗車が予想される早朝便については、高崎・新前橋便ともにバスの台数を2台体制に増便し対応を行っている。また、天候その他諸々のイレギュラーな事態に対しては、マイクロバスを適宜活用している。

さらに、駐車場不足を解消するため、令和4(2022)年度に駐車場を拡張して学内には約670台分の駐車場とバイク・自転車の駐輪場を備えている。



### <学生サービスのための学内施設及び設備>

① ロッカー室

本学に男女更衣室及びロッカー（女子：192 個/男子：128 個）を設置して、希望者に貸出を行っている。

② 学生食堂

本学の学生食堂は 296 席であったため、令和 2 (2020) 年 9 月に第 2 食堂を新設し、292 席を増設、収容人数の改善を図った。

また、令和 2 (2020) 年度より運営委託業者を変更しメニューや価格の見直しを図り、様々なメニューをそろえるとともに安価に食事を提供し、全てのメニューをテイクアウト方式で対応している。ラウンジ内で営業しているコンビニエンスストアでは、麺類やパン類、菓子、飲料など品揃えを充実させ、学生の便に供している。

③ バーベキュースペース等

学内には、学生がクラブやゼミ活動などで楽しめるようバーベキュースペースを 1 カ所設置している。

### <宿舎・アルバイト等の紹介>

下宿を希望する学生に対して、通学に便利な区域のアパート等を斡旋している。令和 5 (2023) 年度は希望学生にアパートに関する資料を 23 件送付した。また、一人暮らし学生の孤独・不安の軽減や危険の回避等に役立てるため、学生会が主催で生活に役立つ情報の提供や生活支援物資の配布やバーベキューを「一人暮らし学生のための交流会」と銘打って実施している。令和 5 (2023) 年度は 3 回（5、7、11 月）実施した。

### <学生に対する経済的支援>

本学は、日本学生支援機構の奨学金以外に、学生への経済的支援として以下の制度を運用している。

① 学生納付金の一部免除

対象者：本学に、前橋育英高等学校から入学する者、本学園に勤務する常勤職員の子で入学する者、育英大学を卒業又は退学した者が再入学する者、育英メディカル専門学校との「学生の受け入れに関する覚書」に基づく免除に該当する者、学生が入学した年度、その前年度及び前々年度に兄弟が入学している者

なお、前橋育英高校からの入学者に対する入学金の減免者数は、令和 3 (2021) 年度 13 名、令和 4 (2022) 年度 13 名、令和 5 (2023) 年度 15 名であった。

② 特別奨学金支給制度

対象者：入学試験に合格した者で、学業成績又は競技成績が特に優秀な者

なお、これに該当した者は、令和 3 (2021) 年度 28 名、令和 4 (2022) 年度 25 名、令和 5 (2023) 年度 19 名であった。

③ 成績優秀者に対する奨学金支給制度

対象者：学期ごとの学業成績が特に優秀な者

なお、これに該当した者は、令和 3 (2021) 年度 12 名、令和 4 (2022) 年度 12 名、令和 5 (2023) 年度 16 名であった。

④ 卒業予定者奨学金貸与制度

対象者：卒業を目前にして家計の急変などによって学生納付金の納入に困難を来している者で、卒業後の就職が確実な者

これに申請した者は、第1期卒業生が出た令和3(2021)年度以降いなかった。

⑤ 学内ワークスタディ制度

本学に在籍する学生を本学のオープンキャンパスのスタッフや大学案内等の資料発送業務、保育求人情報入力業務、障害学生のピアサポーター、学生駐車場のパトロールなどの業務の補助的に従事させることによって経済的支援を行っている。

令和3(2021)年度は延べ622名、令和4(2022)年度は507名、令和5(2023)年度は412名が補助業務に従事した。

⑥ 自然災害により被災した学生に対する学費等減免制度

対象者：学生の学資負担者が災害救助法が適用された地域で被災し、又は失業等で家計急変があり、修学が困難となった者

なお、これに申請した者は、平成30(2018)年度以降はいなかった。

<課外活動等の支援>

本学では、学生生活の充実を図るための活動を推進することを目的として、学生全員が会員となる学生会を組織し、学生支援課が窓口となり、主に学生支援委員会がその円滑な運営を支援している。

学生会では、専攻ごとに大学祭実行委員と球技大会実行委員を選出し、学年や専攻間の連携及び協力活動を推進するために、大学祭実行委員会と球技大会実行委員会を組織している。また、学生会には、会長、副会長、書記、会計、会計監査、大学祭実行委員長、球技大会実行委員長から構成される学生会役員会を置き、毎年実施される学生総会の運営、球技大会、大学祭、一人暮らしの学生のための交流会、七夕、クリスマス会の運営等を行っている。

毎年4月に年間の各種イベントを円滑に運営するため、学生会役員と学生支援委員会の教員、学生支援課の職員が参加してリーダー研修会を実施している。学生会活動の年間計画を作成し、球技大会実行委員及び大学祭実行委員は、毎年開催されている球技大会と大学祭(桔梗祭)の企画・立案の段階から、学生支援委員会及び学生支援課と連携して円滑なイベントの開催に向けた準備を進めている。

さらに、大学祭(桔梗祭)の開催にあたっては、例年、学内の施設設備を活用した企画や芸能人企画などを10月下旬に実施し、学生・教職員だけでなく、地域一般市民も参加して、本学と地域が交流する場となっている。また、大学祭(桔梗祭)の実施にあたっては、本学の同窓会組織である桔梗会や保護者会組織である飛翔会から、運営費用の一部として補助金が支給されている。令和5(2023)年度は、2日間開催・一般開放として実施した。

本学の部活動については、年度当初に、学生会が体育系及び文化系のクラブ・サークルの学生責任者を集めて活動状況の把握に努め、学生支援課と学生支援委員会が連携して、各種活動の支援体制を整備するとともに、本学のクラブ活動に関わる予算を作成し、執行している。その他、本学保護者会や後援組織である後援会からクラブ活動支援費の支援を受けている。

クラブ活動では、陸上部（駅伝）、レスリング部、女子バレーボール部を強化指定クラブとし、全国レベルの活躍を目指す活動を行っており、また、和太鼓部、ハワイアン部などは地域からの依頼に基づき出前公演などの活動を行っている。

これ以外に、「育英大学学生表彰規則」第2条第3項に示しているとおり「特別賞」を制度化し、課外活動において優れた成果を収めた個人又は団体に対し学位記授与式において表彰している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 資料 2-4-1 「育英大学学生支援委員会規則」
- 資料 2-4-2 「育英大学障害学生修学支援委員会規則」
- 資料 2-4-3 「育英大学及び育英短期大学の学生納付金の免除等に関する規則」
- 資料 2-4-4 「育英大学特別奨学金支給規則」
- 資料 2-4-5 「育英大学及び育英短期大学の奨学金支給規則」
- 資料 2-4-6 「育英大学及び育英短期大学の卒業予定者奨学金貸与規則」
- 資料 2-4-7 「育英大学及び育英短期大学の学内ワークスタディ取扱規則」
- 資料 2-4-8 「自然災害による被災学生等の学費減免に関する規則」
- 資料 2-4-9 「2023 年度 学生支援委員会議事録」
- 資料 2-4-10 「育英大学及び育英短期大学における家計急変による学生の授業料減免要項」
- 資料 2-4-11 「令和 5 年度成績優秀者選考名簿」
- 資料 2-4-12 「2023 (R5) 年度 学生相談室の面談方法について」
- 資料 2-4-13 「2023 (R5) 年度 意見箱の投稿内容と対応」
- 資料 2-4-14 「2023 年度 学生満足度アンケート調査票」
- 資料 2-4-15 「2023 年度 育英大学学生満足度アンケート集計結果」
- 資料 2-4-16 「2023 (R5) 年度 駐車場収容台数内訳」
- 資料 2-4-17 「2023 (R5) 年度 育英大学・学食メニュー価格表」
- 資料 2-4-18 「育英大学学生表彰規則」

#### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活をより安定し、充実したものとするために、今後も引き続き、年度末に実施している「学生満足度アンケート」の調査項目を検討し、学生の意見・要望を的確に把握するとともに、教育組織である学生支援委員会と事務組織である学生支援課が緊密に連携して支援の充実と問題点の改善を図り、学生サービスの向上に努めていく。

#### 2-5 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

## (1) 2-5の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

## (2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は群馬県高崎市にあり、JR 高崎駅よりバスで約 20 分、JR 新前橋駅よりバスで約 15 分の場所に位置しており、校地面積は 50,453 m<sup>2</sup>で大学設置基準上の面積（6,000 m<sup>2</sup>）を十分満たしている。また、運動場の面積は 15,171 m<sup>2</sup>で陸上用グラウンド兼サッカー場を備えており、屋外運動場としては十分な面積となっている。その他、学生の休息できる場所やその他の利用のための適当な空地も十分に確保されており、大学教育に相応しい環境を整えている。

校舎は、主に講義室、演習室、実験室、体育館、図書館、研究室で構成されており、併設の短期大学と共用している。また、校舎面積は 11,212 m<sup>2</sup>で、大学設置基準上の面積（5,024 m<sup>2</sup>）を十分に満たしている。

講義室・演習室等については、講義室 15 室、演習室 38 室、実験・実習室 4 室、情報処理室 2 室、語学学習室 1 室があり、マルチ AV システム機器を 13 教室に整備するとともに情報処理室では、160 台の PC を設置し、うち 60 台は CALL システムに対応している。また、音楽系授業を行うために、音楽室にはグランドピアノ 1 台、電子ピアノを 51 台設置しており、レッスン室には合計 6 台のグランドピアノを設置している。

また、平成 30（2018）年の開学に合わせ、スポーツ科学実験室・準備室 1 室、多目的室 2 室、教員研究室 24 室、学部長室、キャリアサポート室、教職・実習サポート室、学生相談室、保健室、アクティブラーニングスペース、ラウンジなどを配置した学生支援・研究棟を整備している。

教室をはじめ、学生が集まるアクティブラーニングスペース、ラウンジや学生食堂等では無線 LAN を設置し、ネット環境を整備している。

体育館は、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、マット運動、跳び箱などが行えるアリーナのほか、トレーニングルームや合宿室など必要とされる設備を有しており、令和 2（2020）年度に第 2 体育館を新設した。

学生食堂は、学生増に伴い生活環境の改善を図るため、令和 2（2020）年度に第 2 食堂を新設した。

学内ネットワークについては、サーバ室を設置し、認証システムや学務システムを集中管理しており、各システムは、外部業者と保守契約を結び定期的にハードウェアの点検やソフトウェアのアップデート、セキュリティ対策に努めている。

省エネ及び地球環境保全対策については、夏季・冬季のそれぞれで「省エネルギー対策の実施」を行っており、空調機器の運転ガイドライン（室内温度を冷房は 28℃、暖房は 23℃）により学生・教職員への理解と周知に努めている。また、令和 3 年（2021）年度には冷水を使用するチラー式空調及び重油を使用したボイラーによる熱源式空調から電気によるエアコン空調に切り替えると共に、全館の照明を蛍光灯から LED 化し、省エネ対策を実施した。

さらに、本学の施設・設備は、事務局管理課が主体となって点検・整備を行い、防災設備については定期検査を年 2 回、専門業者による検査を実施し、建物及び防災の安全・維持管

理に努め、不適切な箇所については、交換・修理により改善・整備を行っている。

また、全学生・教職員に対して学内での防災避難訓練を、コロナ禍を除いて毎年実施しており、消防署員による地震再現特殊車両による地震体験、消火器による消火訓練を組み入れながら地震・火災を想定した避難誘導訓練を行っている。令和5(2023)年度は10月5日に防災訓練を実施した。

防犯対策については、駐車場等に防犯カメラを設置しており、また、外部警備会社に委託しガードマンによるキャンパス内巡回警備と夜間機械警備を行っており安全管理に努めている。

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学の教育課程に即して、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校・高等学校教諭を養成するにあたり、実践的教育に主眼を置き、保育演習室、調理実習室、絵画実習室、ピアノレッスン室、スポーツ科学実験室を配置するとともに、ICTを活用した授業に対応するためにネットワークインフラを整備してマルチメディア機器や無線LANを配備している。また、学外の実習施設として、県内の小中学校をはじめ、保育園・認定こども園、社会福祉施設などと連携を図り、現場での体験学習や教育実習等を行っている。

図書館には、2階に受付カウンター、検索コーナー、視聴覚資料、新聞・雑誌・紀要、参考図書、大型本、コピー機、コインロッカー、閲覧席、ワークスペース、書庫が配置されており、3階に一般図書と製本雑誌、閲覧席と個人用キャレル、AVブースが配置されている。閲覧席は、座席数110席(2階32席、3階69席、キャレル3席、AVブース6席)が設けられ、図書は62,176冊(うち外国書4,188冊)、AV資料3,267点が配置されており、学術雑誌については、5,509タイトル(うち外国書5,449タイトル)が閲覧可能となっている。このうち、電子ジャーナル5,443タイトル(うち外国書5,442タイトル)が閲覧可能となっており、契約データベース4件が利用可能になっている。

また、図書館の管理運営システムとして、株式会社ブレインテック社製の「情報館」を導入しており、国立情報学研究所の所蔵目録の検索や他の大学図書館等との文献複写や相互貸借等のサービスも可能となっている。学生・教職員は、このシステムを利用し、館内の所蔵資料の検索はもちろんのこと学外の学術情報を検索することが可能となっている。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学の施設のバリアフリー化は、現状では不十分な状況であり、今後、改善の必要がある。また、本学の建物は、一部3階はあるものの、原則2階建てとなっているために、教室移動がスムーズにできるようになっており、学内には多目的トイレを設置して、障害のある人たちへの便宜を図っている。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、入学定員150名(児童教育専攻50名、スポーツ教育専攻100名)の小規模大学であり、基礎教育科目及び専門教育科目の講義・演習・実技・実習について、授業を行う学生

数は適切に管理されている。

令和2(2020)～3(2021)年度は、コロナ禍での授業運営となったため、学生の学修機会の確保と新型コロナウイルス感染症対策の徹底の両立を図る観点から、学生を2グループに分け、対面授業と遠隔授業を併用した分散授業で実施したが、令和4(2022)年度からは通常の対面授業で実施しており、通常時の授業実施にあたっては、教育目的を効果的かつ確実に達成するために、授業科目ごとの受講学生数は授業形態に基づいて原則として次のように決定している。

講義：50名～100名、演習及び実験・実習：20名～50名

#### 【エビデンス集（資料編）】

資料 2-5-1 「令和5年度 育英大学時間割表」

### (3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

本学は、短期大学が昭和62(1987)年4月に前橋市から現在地に移転し、当初建築した建物が40年近く経過しており、建物や設備の老朽化が問題視されている。直近では、屋上の防水シートや浄化槽、主要の電気幹線、トイレの乾湿化等適宜更新を行ってきたが、今後も継続的な更新が必要である。

図書資料に関しては、古い図書を除籍し新しい図書に更新するとともに、蔵書数の増架や電子書籍の導入も進めている。

本学の学内LANは平成12(2000)年に整備され、それ以降順次整備を行ってきた。平成26(2014)年に学内無線LAN(食堂やラウンジ、主要教室付近の廊下)を設置し、平成28(2016)年に学内主要LAN配線をメガからギガ対応に転換し、令和4(2022)年に教室に無線LANを設置してきた。教育ICTは今後も重要な位置付けになるため、引き続き予算を組み更新を進める予定である。

## 2-6 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

#### (2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、各学期末に、授業に対する学生たちの意見・要望を反映させることを目的にして、「授業改善のための学生アンケート」を実施し把握に努めている。アンケート結果については、教務課で取りまとめを行い、学生からの主たる意見・要望とともに集計結果

を授業担当教員にフィードバックしており、授業担当教員は、アンケート結果を受けて、総括を行い、今後の授業に役立てるべくアンケートを実施した科目について、「授業担当教員による自己点検・評価報告書」を作成している。

また、毎年度末に、学生サービスの向上に役立てる目的で、「学生満足度アンケート」(Web)を実施して学生の意見・要望等の把握に努めている。

さらに本学では、学内の複数箇所に意見箱を設置し、学生支援課と学生支援委員会が協力して学生生活全般に関する学生の意見・要望等に対応する制度を整えている。

## **2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

毎年度末に行う「学生満足度アンケート」において、保健室・学生相談室・学内奨学金制度・一人暮らしをしている学生への支援などについて学生の意見・要望等を調査し、調査結果を学生支援委員会が検討して改善に努めている。また、令和4（2022）年度まではアンケートは調査紙での実施だったが、令和5（2023）年度より学務システムを介して実施し、回答結果は全教職員が閲覧できるようになっている。

## **2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

上記の「学生満足度アンケート」において、授業・教員・職員・教室・図書館・情報演習室・体育館・学生支援などについて学生の意見・要望を調査し、調査結果を学生支援委員会が検討して改善に努めている。令和5（2023）年度には学生の駐車場マナー改善のため、学生会と教職員が協力して対応に努めた。

また、学生生活に関する学生の意見や要望を的確に聴取するための意見箱を設置し、学生がいつでも意見・要望を発信できる体制を採っており、学生支援課と学生支援委員会が一体となって学生の意見等を広く汲み上げ、学生サービスの向上に努めている。

### **【エビデンス集（資料編）】**

資料 2-6-1 「令和5年度 授業改善のための学生アンケート集計結果」

資料 2-6-2 「令和5年度 授業担当教員による自己点検・評価報告書」

資料 2-6-3 「2023年度 育英大学 学生満足度アンケート集計結果」

資料 2-6-4 「2023(R5)年度 意見箱の投稿内容と対応」

### **(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）**

上記の「授業改善のための学生アンケート」では、授業担当教員にアンケート結果をフィードバックすることによって授業改善の促進に繋がっているが、今後はさらにFD・SD委員会において、アンケートの調査項目を検討し、アンケートの内容が学修支援全体を網羅できるように修正を行い、現在の問題点を把握して改善への提言をまとめる予定である。

### **【基準2の自己評価】**

本学のアドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえて適切に策定されており、アドミッション・ポリシーに沿った入学者を受け入れるために、大学入学共通テスト利用選抜以

外のすべての入試において面接又は口頭試問を課すなど、適切な選抜試験を実施している。

また、入学者は開学初年度の平成30(2018)年度は定員を大きく下回ったが、2年目は入学定員に近い学生を受け入れ、3年目の令和2(2020)年度は入学定員を上回る学生を確保することができた。次年度以降もこの状況を維持できる予定である。

学修支援・キャリア支援・学生サービス等は、実施する委員会等の組織が教員と事務職員で構成されており協働体制となっている。また、キャリア支援については、教育課程として科目を配置するとともに、職業選択のための対策講座を設けて支援している。

学生サービスでは、心身に対する健康支援、経済的支援、障害学生支援、生活相談支援のほか、学習環境の整備、学生の意見・要望への対応を適切に支援しているが、今後さらに充実させる改善をする予定である。

以上のことから、本学は基準2を満たしていると評価できる。



### 基準 3. 教育課程

#### 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

#### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の使命・目的及び学部・専攻の教育目的を踏まえて、ディプロマ・ポリシーは、以下に示すように、教育学部全体と専攻別（児童教育専攻・スポーツ教育専攻）に策定し、学年はじめのオリエンテーションやガイダンスにおいて、「学生必携」を通して学生に明示するとともに、ホームページで広く学内外に公表し、周知を図っている。

#### <教育学部におけるディプロマ・ポリシー>

教育学部では、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目的としている。

この目的を達成するために、教育学部では、以下の通り、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。

- ① 教育現場に求められる教養的知識を修得し、専門的職業人としての役割を果たすことができる。
- ② 教育学の基礎的知識と教員の資質能力を修得し、教育者として主体的に判断し行動することができる。
- ③ 教科指導や生徒指導に必要な知識や技能を修得し、教育活動を実践することができる。
- ④ 教育現場における諸課題を探究し、その成果を教育活動の実践に活かすことができる。
- ⑤ 教育学及び関連分野の基礎的理論と専門的知識を修得し、教育研究を通して地域社会に貢献することができる。

#### <児童教育専攻のディプロマ・ポリシー>

児童教育専攻では、幼児期から児童期における教育に関する専門的な知識とその知識を統合的に理解し、応用することができる人材を養成するために、以下の通り、ディプロマ・ポリシーを定めている。

- ① 児童教育現場に求められる教養的知識を修得し、専門的職業人としての役割を果たすことができる。
- ② 児童教育の理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質能力を修得し、児童教育者として主体的に判断し行動することができる。
- ③ 児童理解や教育相談に関する基礎的知識、技能とともに各教科に関する専門的知識、

技能を修得し、児童教育現場において教育活動を実践することができる。

- ④ 児童理解や学級経営等に関する諸課題を探究し、修得した児童教育者としての基本的資質、能力を使命感と責任感をもって教育活動の実践に活かすことができる。
- ⑤ 心身の発達、学習の過程などの基礎的理論と専門的知識を修得し、教育研究を通して地域社会に貢献することができる。

#### ＜スポーツ教育専攻のディプロマ・ポリシー＞

スポーツ教育専攻では、体育・スポーツに関する専門的な知識とその知識を統合的に理解し、応用することができる人材を養成するため、以下の通り、ディプロマ・ポリシーを定めている。

- ① 体育・スポーツ教育現場に求められる教養的知識を修得し、専門的職業人としての役割を果たすことができる。
- ② 体育・スポーツ教育の理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質能力を修得し、スポーツ教育者として主体的に判断し行動することができる。
- ③ 生徒理解や教育相談に関する基礎的知識、技能とともに体育教科に関する専門的知識、技能を修得し、体育・スポーツ教育現場において教育活動を実践することができる。
- ④ 生徒理解や学級経営等に関する諸課題を探究し、修得した体育・スポーツ教育者としての基本的資質、能力を使命感と責任感をもって教育活動の実践に活かすことができる。
- ⑤ 心身の健康、身体の機能などの基礎的理論と専門的知識を修得し、教育研究を通して地域社会に貢献することができる。

#### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では、上に述べた教育学部、児童教育専攻並びにスポーツ教育専攻のディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位の認定基準は学則第 14 条～23 条に、進級基準は履修規則第 24 条に、卒業認定基準は学則第 24 条～第 27 条と履修規則第 25 条（別表 1・2 を含む）に明記されている。これらの内容は、「学生必携」を通して学生に指導するとともに、ホームページを通して広く学内外に周知を図っている。

#### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用 ＜単位認定基準＞

単位の算出方法は、大学設置基準に則り、1 単位 45 時間の学修を基本とし、講義は 15 時間の授業をもって 1 単位、演習は 15～30 時間の授業をもって 1 単位、実験・実習及び実技は 30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とすることが学則第 23 条に明記されている。

単位認定は、試験、レポート、その他の方法により行うことが学則第 15 条に、成績の評価は S（90 点～100 点）、A（80 点～89 点）、B（70 点～79 点）、C（60 点～69 点）、D（59 点以下）の 5 段階で行い、S、A、B 及び C を合格、D を不合格とすることが学則第 22 条に定められており、この基準は厳正に適用されている。

さらに、個々の授業科目については、シラバスの「成績評価の方法」欄において、成績評価を行う具体的な項目とその比率等を明示し、学生に公表している。また、卒業研究は、複数のゼミによる合同発表会として評価の客観化と厳正化を図っている。

#### <進級基準>

進級基準については、2年次までに基礎教育科目を10単位以上、専門教育科目を25単位以上、合わせて40単位以上の単位を修得していない者は3年次に進級できないこと、また3年次までに、基礎教育科目を20単位以上、専門教育科目を50単位以上、合わせて85単位以上を修得していない者は4年次に進級することができないことが、履修規則第24条に定められており、この基準は厳正に運用されている。

#### <卒業認定基準>

卒業の認定については、本学に4年以上在学し、124単位以上を修得しなければならないことが学則第24条に規定され、授業科目は別表第1及び別表第2に掲げている。

卒業の認定にあたっては、この基準に基づき教授会において厳正に審議し、学長が認定することとなっている。

科目区分ごとの卒業要件として、「基礎教育科目」では「思考力の養成」から必修5科目5単位、「表現力の養成」から必修を含めて5単位以上、「人間力の養成」から必修4科目4単位以上、「社会力の養成」から必修7科目7単位、「人間の理解」から2単位以上、「社会の理解」から2単位以上合わせて28単位以上を修得することとしている。「専門教育科目」では、「基幹科目」から必修を含めて18単位以上、「展開科目」から30単位以上、「発展科目」及び「関連科目」から必修を含めて6単位以上、合わせて96単位以上を修得することとしている。また、他専攻における授業科目で履修した単位についても、卒業に必要な単位として認められることが定められている。

このように、本学では幅広い教養と深い専門のバランスを図った学修を可能とする教育体制がとられている。

#### <他の大学等における修得単位の認定及び入学前の既修得単位等の認定基準>

教育上有益と認められるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものと見なすことができること、学生が本学に入学する前に本学、他大学等及び大学以外の教育施設の学修において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学における授業科目の履修により修得したものと見なすことができること、また修得したものと見なすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとするのが、学則第16条及び第17条に規定されており、この規定は厳正に適用されている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

資料3-1-1 「令和6年度 育英大学学生必携」

資料3-1-2 「育英大学ホームページ(授業科目、授業の方法等)」

資料 3-1-3 「育英大学学則」

資料 3-1-4 「育英大学履修規則」

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学則、諸規程、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、並びに単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等について継続的に自己点検・評価活動を行い、改善の必要性について検討を行っていく予定であるが、すでに述べたように、本学は平成 30(2018)年 4 月開学の新設大学であるために、教育の質保証のために必要な改定は完成年度を終えた令和 4(2022)年度から見直しをしており、毎年 PDCA を実施していく予定である。

## 3-2 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

#### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の使命・目的及び学部・専攻の教育目的を踏まえ、「カリキュラム・ポリシー」は以下に示すように、教育学部全体と専攻（児童教育専攻・スポーツ教育専攻）別に策定され、「学生必携」を通して学生に明示するとともに、ホームページで広く学内外に公表し、周知を図っている。

#### <教育学部におけるカリキュラム・ポリシー>

教育学部では、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を教育目的としている。

この目的を達成するために、教育学部では、教育課程を「基礎教育科目」と「専門教育科目」の 2 つの科目区分に分け、以下の通り、教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。

- ① 教育現場に求められる幅広い教養を修得させるために「基礎教育科目」を設置し、専門的職業人としての役割を果たすことができるように教育する。
- ② 教育に関わるさまざまな理論と教員に求められる資質能力に基づいた知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「基幹科目」を設置し、教育者として主体的に判断して行動することができるように教育する。
- ③ 教育現場において必要な教科や指導法についての専門的知識及び技能を修得させるた

めに「専門教育科目」の中に「展開科目」を設置し、教育活動を実践することができるように教育する。

- ④ 体験的学習や研究を通して教育現場における実践力と課題解決能力、創造的探究能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「実習科目」「研究科目」を設置し、教育活動の実践に活かすことができるように教育する。
- ⑤ 教育学及び関連分野の基礎的理論と専門的知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「発展科目」「関連科目」を設置し、地域社会に貢献することができるように教育する。

#### <児童教育専攻のカリキュラム・ポリシー>

児童教育専攻では、幼児期から児童期における教育に関する専門的な知識とその知識を統合的に理解し応用することができる人材を養成するため、以下の通り、カリキュラム・ポリシーを定めている。

- ① 児童教育現場に求められる幅広い教養を修得させるために「基礎教育科目」を設置し、専門的職業人として役割を果たすことができるように教育する。
- ② 児童教育に関わる理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「基幹科目」を設置し、児童教育者として主体的に判断して行動することができるように教育する。
- ③ 児童教育現場において必要な児童理解、教育相談、各教科についての専門的知識及び技能を修得させるために「専門教育科目」の中に「展開科目」を設置し、児童教育現場で教育活動を実践することができるように教育する。
- ④ 体験的学習や研究を通して児童教育現場における実践力と課題解決能力、創造的探究能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「実習科目」「研究科目」を設置し、使命感と責任感をもって児童教育活動の実践に活かすことができるように教育する。
- ⑤ 児童教育及び関連分野の基礎的理論と専門的知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「発展科目」「関連科目」を設置し、地域社会に貢献することができるように教育する。

#### <スポーツ教育専攻のカリキュラム・ポリシー>

スポーツ教育専攻では、体育・スポーツに関する専門的な知識とその知識を統合的に理解し、応用することができる人材を養成するため、以下の通り、カリキュラム・ポリシーを定めている。

- ① 体育・スポーツ教育現場に求められる幅広い教養を修得させるために「基礎教育科目」を設置し、専門的職業人として役割を果たすことができるように教育する。
- ② 体育・スポーツ教育に関わる理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「基幹科目」を設置し、体育・スポーツ教育者として主体的に判断して行動することができるように教育する。
- ③ 体育・スポーツ教育現場において必要な生徒理解、教育相談、体育教科についての専門的知識及び技能を修得させるために「専門教育科目」の中に「展開科目」を設置し、

体育・スポーツ教育現場で教育活動を実践することができるように教育する。

- ④ 体験的学習や研究を通して体育・スポーツ教育現場における実践力と課題解決能力、創造的探究能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「実習科目」「研究科目」を設置し、使命感と責任感をもって体育・スポーツ教育活動の実践に活かすことができるように教育する。
- ⑤ 体育・スポーツ教育及び関連分野の基礎的理論と専門的知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「発展科目」「関連科目」を設置し、地域社会に貢献することができるように教育する。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

すでに述べたように、本学のディプロマ・ポリシーでは、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目指して、児童教育専攻とスポーツ教育専攻のそれぞれについて、卒業するに当たって学生に最低限求められる5つの能力を挙げている。

本学のカリキュラム・ポリシーは、このディプロマ・ポリシーに挙げられた5つの能力を4年間の教育課程を通して身につけられるように、専攻別に「基礎教育科目」と「専門教育科目」で修得を目指す具体的な学修目標を明示している。

それゆえ、本学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの内容は一貫性のあるものとなっている。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに示された教育現場に求められる幅広い教養の修得を目的とする「基礎教育科目」とそれぞれの専攻において専門的職業人として求められる能力を身につけるための「専門教育科目」に以下のような科目区分を設定し、専攻・コースごとに履修モデルを明示して体系的に編成されている。

教育課程では、科目ごとに配当年次、単位数、必修・選択の別、授業形態を定めている。

単位制度の実質化の徹底や計画的な履修を促すという観点から、履修可能な単位数を各学期26単位、1年間44単位に定めている。また、成績の優秀な学生で、直前学期のGPAが3.0以上の学生については50単位まで上限値を緩和し、超過履修を可能としている。

#### <基礎教育科目>

平成20(2008)年12月に示された中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」の参考指針「各専攻分野を通して培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」では、学士課程共通の学習成果として、①知識・理解、②汎用的技能、③態度・志向性、④統合的な学習経験と創造的思考力の4領域にわたって、学士課程において身につけられるべき能力が体系的に示されている。本学の基礎教育科目では、これを踏まえた科目区分を設定し、その目的を明確にした上で、養成しようとする知識や能力に基づいた授業科目を配置した教育課程を編成して、「総合的教養教育」の特色を出している。

以上の立場から、本学の基礎教育科目では、知的活動並びに職業生活や社会生活で必要となる汎用的技能の修得を目的とする「思考力の養成」と「表現力の養成」、社会の一員と

して求められる態度や志向性の修得を目的とする「人間力の養成」、卒業後の自律した学習態度を身につけさせることを目的とした「社会力の養成」、人間の文化・社会及び自然に関する知識の修得を目的とした「人間の理解」と「社会の理解」という6つの科目区分を設定している。

①思考力の養成

知的活動及び職業生活や社会生活で必要となる汎用的技能として、情報リテラシー、数量的スキル、論理的思考力、問題解決力に関する能力を修得することとし、「情報処理法」1単位、「情報活用法」1単位、「統計分析法」1単位、「問題解決法」1単位、「創造思考法」1単位の5科目5単位を必修科目として配置している。

②表現力の養成

知的活動及び職業生活や社会生活に必要な技能として、コミュニケーション能力を修得することとし、英語を用いた日常的な会話と文章によるコミュニケーション能力を養成する「英語Ⅰ（基礎）」1単位、「英語Ⅱ（応用）」1単位を必修科目として配置し、「英語Ⅲ（実践）」1単位を選択科目として配置する。また、日本語を用いて自分の思想、意思、感情などを相手に伝達する能力を養成する「日本語Ⅰ（読解、分析）」1単位、「日本語Ⅱ（作文、論文）」1単位、「日本語Ⅲ（発表、討論）」1単位の3科目を必修科目として配置し、「日本語Ⅳ（プレゼンテーション）」1単位を選択科目として配置している。

③人間力の養成

社会人として求められる態度や素養として、自己管理能力、倫理観、人間関係、チームワーク、リーダーシップを修得することとし、「自己管理と社会規範」1単位、「チームワークとリーダーシップ」1単位、「地域活動と社会貢献」1単位、「他者理解と信頼関係」1単位の4科目4単位を必修科目として配置している。

④社会力の養成

大学での学修を円滑に行うための基本的な技術及びソーシャルスキルの修得、また、卒業後も自律して学習する態度とともに、学生が将来への目的意識を明確に持てるように職業観を涵養し、自己の個性を理解して主体的に進路を選択できる能力や態度を修得することとし、「基礎ゼミⅠ」1単位、「基礎ゼミⅡ」1単位、「総合ゼミⅠ」1単位、「総合ゼミⅡ」1単位、「キャリアプランニング」1単位、「社会的・職業的自立Ⅰ」1単位、「社会的・職業的自立Ⅱ」1単位の7科目7単位を必修科目として配置している。

⑤人間の理解

専門分野を超えて共通に求められる人間や人間理解に関する基本的な知識と知的好奇心を修得することとし、「心理と行動」2単位、「健康と運動」2単位、「歴史と文化」2単位、「民族と宗教」2単位、「生命と倫理」2単位の5科目10単位を選択科目として配置している。

⑥社会の理解

社会的に重要な特定の主題や現代社会が直面する基本的な諸課題に関する知識の理解と複合的な視点を修得することとし、「社会と憲法」2単位、「法律と人権」2単位、「政治と行政」2単位、「経済と政策」2単位、「自然と環境」2単位の5科目10単位を選択科目として配置している。

## <専門教育科目>

専門分野における基礎的な知識の体系的な理解を目的として、教育学・保育学を構成している主要分野に関する基礎的な知識や基本的な技能の修得を重視するとともに、科目間の系統性や履修の順序性、単位数等に配慮し、「基幹科目」「展開科目」「発展科目」「関連科目」「実習科目」「研究科目」の6つの科目区分を設定している。

また、4年間の学修期間を通して、講義、演習、実技、実習を体系的に配置し、免許や資格の取得、専門的職業人の育成に繋げていく。

### ①基幹科目

専門教育を体系的に学修するうえで必要な人間の形成、成長、発達などに関する知識とともに、展開科目を履修するうえで必要な教育学分野の主な領域の内容や方法に関する基本的知識を修得することとし、「人間形成論」「心理学概論」「対人関係論」「道徳教育論」「教育心理学」「特別支援教育論」「教育行政学」及び初等・中等ごとに「教育学概論」「教職概論」の9科目18単位を必修科目としている。

### ②展開科目

学生自らの関心や興味、将来の専門的な活動分野等に応じて、基幹科目を通して得られた専門的な知識や方法をさらに深化させていくため、児童教育専攻は、小学校教諭に関する「国語」「算数」等の各教科及び教科教育法、「道徳の指導法」「生徒・進路指導の理論と方法」等、幼稚園教諭に関する「保育内容総論」をはじめとする各保育内容指導法、「幼児理解の理論と方法」に加え、保育士に関する「保育原理」「児童家庭福祉」「社会福祉」等60科目107単位を選択科目として配置している。また、スポーツ教育専攻は、中学校・高等学校教諭に関する「体育原理」「運動学・運動方法学」「体育心理学」や各体育実技、教科の指導法、「特別活動の指導法」「生徒・進路指導の理論と方法」等35科目62単位を選択科目として配置している。

### ③発展科目

これからの教育活動を担う職業人としての資質能力の向上にむけて、現代の学校教育を取り巻く課題に対応するための知識や能力とともに、学習指導や授業実践に関する理論と実践の関係について理解を深め、体験的な学習を通して教育活動を総合的に実践する応用能力を修得することとし、「学校・学級経営」「チーム学校論」「発達心理学」「授業観察演習」「授業実践演習」等7科目12単位を選択科目として配置している。また、児童教育専攻では、実践的な保育技術を修得することとし、「音楽表現演習」「造形表現演習」など5科目5単位を選択科目として配置している。

### ④関連科目

教育を実践するうえで問題の解決や改善に資するために、教育学との関連性が深い心理学や地域スポーツ教育、健康教育に関する知識を修得することとし、心理学に関する科目としては「心理統計法」「臨床心理学」「発達臨床心理学」「コミュニケーション心理学」等、地域スポーツ教育や健康教育に関する科目としては「健康づくりの理論と方法」「健康相談活動」「生涯スポーツ」「地域スポーツ指導」等28科目53単位を選択科目として配置している。

### ⑤実習科目

講義や演習で修得した知識と技能を実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて総合



的に応用するとともに、教育実践に必要とされる知識と技術の統合を図り、実務を行うための実践的な手法を修得することとし、各種体験実習や免許ごとの教育実習、教職実践演習等 23 科目 36 単位を選択科目として配置している。

#### ⑥研究科目

教育学研究に関する研究意識と基礎的な調査技法などの研究能力を修得するとともに、各自の研究課題に即した研究計画を設定し、資料収集や分析、報告、意見交換などを繰り返しながら卒業論文を作成して教育に関する諸課題を探究することとし、「教育学研究法」2 単位、「卒業研究」4 単位を必修科目として配置している。

### 3-2-④ 教養教育の実施

すでに述べたように、本学の教養教育では、学士課程において共通に身につけるべき能力の体系化に基づいて基礎教育科目に 6 つの科目区分を設定し、それぞれの科目区分に以下のように科目を配置することによって、総合的教養教育という目的の達成に向けて教育を行っている。

#### ①思考力の養成

情報リテラシー、数量的スキル、論理的思考力、問題解決力などの知的活動及び職業生活や社会生活で必要となる汎用的技能を修得させるために、1 年次に「情報処理法」（1 単位）、「情報活用法」（1 単位）、「統計分析法」（1 単位）の 3 科目 3 単位を、3 年次に「問題解決法」（1 単位）、「創造思考法」（1 単位）の 2 科目 2 単位を必修科目として配置している。

#### ②表現力の養成

知的活動及び職業生活や社会生活に不可欠なコミュニケーション能力を修得させるために、1 年次に「日本語Ⅰ（読解、分析）」（1 単位）、「日本語Ⅱ（作文、論文）」（1 単位）、「日本語Ⅲ（発表、討論）」（1 単位）の 3 科目 3 単位を、「英語Ⅰ（基礎）」（1 単位）、「英語Ⅱ（応用）」（1 単位）の 2 科目 2 単位を必修科目として配置している。また、2 年次に「日本語Ⅳ（プレゼンテーション）」（1 単位）と「英語Ⅲ（実践）」（1 単位）の 2 科目 2 単位を選択科目として配置している。

#### ③人間力の養成

社会人として求められる態度や素養として自己管理能力、倫理観、人間関係、チームワーク、リーダーシップを修得させるために、1 年次に「自己管理と社会規範」（1 単位）、「地域活動と社会貢献」（1 単位）、「他者理解と信頼関係」（1 単位）の 3 科目 3 単位を、2 年次に「チームワークとリーダーシップ」（1 単位）の 1 単位 1 科目を必修科目として配置している。

#### ④社会力の養成

学生が将来への目的意識を明確に持てるように職業観を涵養し、自己の個性を理解して主体的に進路を選択できる能力や態度の修得、また、大学での学修を円滑に行うための基本的な技術、ソーシャルスキルを修得させるために、1 年次に「基礎ゼミⅠ」（1 単位）「基礎ゼミⅡ」（1 単位）の 2 科目 2 単位、2 年次に「総合ゼミⅠ」（1 単位）「総合ゼミⅡ」（1 単位）の 2 科目 2 単位、3 年次に「キャリアプランニング」「社会的・職業的自立Ⅰ」（1 単位）、4 年次に「社会的・職業的自立Ⅱ」（1 単位）の 2 科目 2 単位を必修科目

として配置している。

#### ⑤人間の理解

専門分野を超えて共通に求められる人間や人間理解に関する基本的な知識と知的好奇心を修得させるために、1年次に「心理と行動」（2単位）、「健康と運動」（2単位）の2科目4単位、2年次に「歴史と文化」（2単位）、「民族と宗教」（2単位）の2科目4単位、4年次に「生命と倫理」（2単位）の5科目10単位を選択科目として配置している。

#### ⑥社会の理解

社会的に重要な特定の主題や現代社会が直面する基本的な諸課題に関する知識を修得させるために、1年次に「社会と憲法」（2単位）、「法律と人権」（2単位）の2科目4単位を、2年次に「政治と行政」（2単位）、「経済と政策」（2単位）の2科目4単位を、4年次に「自然と環境」（2単位）の1科目2単位を選択科目として配置している。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

主として知識の理解を目的とする教育内容の場合には講義形式を中心とした授業形態を、態度や志向性及び技術や技能の修得を目的とする教育内容の場合には演習形式による授業形態を、理論的知識や能力を実務に応用できる能力を身につけることを目的とする教育内容の場合には実習形式及び実験形式による授業形態をとることによって、科目の特性に基づいて効果的な学修が行えるように授業方法の工夫を行っている。また、知識の定着やスキルの向上を図るために、アクティブ・ラーニングの技法を用いたグループワーク、体験実習などを積極的に授業に取り入れることによって、学生の授業参画を促し、教育効果を高める工夫を講じている。

授業形態に適した学生数を確保することによって授業ごとの教育目的を効果的かつ確実に達成するために、受講学生数は原則として講義形式は50名から100名、演習及び実習、実験形式は25名から50名としている。また、単位制度の実質性を保つために、取得単位数の上限を設定しており、学生必携に明示している。

教員が相互に授業を参観し、授業内容・方法等の改善につなげることを目的とする「授業見学」は、平成30(2018)年度の開学以降、学期ごとに毎年実施している。授業見学の参加対象者は、専任教員の他、非常勤講師、事務職員となっており、参加者は授業に対するコメントを「授業見学報告書」として作成し、科目担当にフィードバックしている。また、報告書に基づき、教員相互間で意見交換等を行い授業の改善に役立てている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

資料 3-2-1 「令和6年度 育英大学学生必携」

資料 3-2-2 「育英大学ホームページ(3つのポリシー)」

### (3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

上に述べたように、本学の設置認可申請時にディプロマ・ポリシーとの一貫性を考慮して策定されたカリキュラム・ポリシーに沿って、本学の教育課程は体系的に編成され、教育内容を効果的に学修させるための教育方法により運営されているが、今後は、「授業改

善のための学生アンケート」実施内容のほか、教育研究活動への学生の参画を促す取り組みとして、学生との意見交換の機会を設けることを検討しており、学生参画による大学の質保証を目的とした教育内容の充実を図っていく。

### 3-3 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、三つのポリシーを踏まえて教育課程を編成しており、学生必携、本学ホームページを通じて教職員・学生に周知している。

学修成果の点検・評価方法については、学修状況、資格取得状況、就職・進学状況を用いて、行われている。

#### ①学修成果の点検・評価

学修状況は、本学が定める成績評価基準により各学期 GPA 及び通算 GPA を算出し、教務委員会にて学生の直近の学期 GPA の動向確認を行っている。GPA は学務システムをとおして、教員が個々の学生の学修成果、取得単位について把握が可能となっており、特に学修に困難のみられる学生の指導に活用している。各専攻の各科目とディプロマ・ポリシーの相関関係は、カリキュラムマップ及びシラバスの「ディプロマ・ポリシーとの関連」項目に明示しており、単位の修得をもって科目ごとに定められた成績評価方法を基準とする学修成果を達成したものとしている。

また、本学では卒業時に成績優秀者の表彰をしている。各専攻による審査を経て、教授会で承認された学生に対し、学位記授与式で「成績優良賞」を授与しており、ディプロマ・ポリシーに基づき、一定の学修成果に関する評価の実施の一部として運用されている。

#### ②授業改善のための学生アンケート

FD・SD 委員会では、教育の質の向上及び授業運営の改善を図ることを目的に、年 2 回、各学期末に全科目の「授業改善のための学生アンケート」を Web システムを用いて実施している。このアンケートでは、授業運営等に関する教員の評価及び学生の学修への取り組み状況及び理解度を確認するための質問事項を設定し、一部記述を含む 5 段階評価による回答形式にしている。また、各科目における事前・事後学習時間も同時に調査しており、学生の学習状況の把握に努めている。

アンケートの結果を受けて、各授業担当教員が授業について総括する「授業担当教員に

による自己点検・自己評価報告書」を作成している。

また、「授業改善のための学生アンケート」結果の評価が高い教員については、FD・SD委員会が定める選考基準に基づき、基礎教育科目2名、専門教育科目6名を学期ごとに表彰している。

### ③資格取得状況

本学では、教員免許状、保育士資格の取得状況によって、各専攻の教育課程における学修成果を間接的に点検・評価を行っている。過去3年間の資格取得状況等については次のとおりである。

#### 免許状・資格取得状況

免許状・資格	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
小学校教諭1種免許状	15	13	19
小学校教諭2種免許状	7	14	11
幼稚園教諭1種免許状	15	22	43
保育士資格	12	16	36
中学校教諭1種免許状(保健体育)	23	24	37
中学校教諭2種免許状(保健体育)	3	2	1
高等学校教諭1種免許状(保健体育)	27	26	34

### ④就職・進学状況

キャリアサポート室が保有する学生個々の求職登録情報や就職活動状況等は、定期的に関催されるキャリア支援委員会で共有している。また、キャリアサポート室で集約している学生の動向は、教授会において内定状況として報告され、教職員で情報共有している。

## 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

### ①学生に対する学修状況の評価のフィードバック

ゼミ担任は、学生の学修状況(出席状況、単位修得状況及び成績、科目ごとの評価、GPA等)を学務システムポータルサイトから確認し、各学生の学修状況に応じた学修支援及び指導を行っており、適宜学部、専攻で共有している。

### ②教育内容・方法及び学習指導方法改善に向けてのフィードバック

「授業改善のための学生アンケート」については、各授業担当教員に対して担当授業科目別の集計結果をフィードバックされ、教育内容・方法の改善に役立てている。授業担当教員は授業アンケート結果を受けて、客観的に分析をした後、自己評価及び改善への取り組みを記した「授業担当教員による自己点検・自己評価報告書」を作成している。

また、「授業の内容・方法」における5つの質問のうち、学生の評価結果が3.0未満だ

った項目について、原因等の自己分析及び今後の改善への取り組みを検証した「自己点検評価書」を別に作成している。

このように、授業運営等の方法及び学生の学修への取り組み状況の点検・評価を行うことにより、各授業担当者が授業改善への意識を高めるとともに、その後の教授方法について工夫・開発を行うように努めている。また、「授業改善のための学生アンケート」の全科目の集計結果及び高い評価を受けた教員については、本学ホームページ上で公開している。

免許・資格の取得状況については、各専攻、教授会でフィードバックされており、適宜、状況に応じた学習指導等に活用されている。また、学修の質保証のために三つのポリシーと教育課程及び科目との関連性を確認しながら、教育内容・方法及び学習指導改善へとつなげている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 資料 3-3-1 「令和 6 年度 カリキュラムマップ」
- 資料 3-3-2 「令和 6 年度 シラバス」
- 資料 3-3-3 「育英大学ホームページ(授業評価アンケート結果)」
- 資料 3-3-4 「令和 5 年度 授業改善のための学生アンケート」
- 資料 3-3-5 「令和 5 年度 授業改善のための学生アンケート集計結果」
- 資料 3-3-6 「令和 5 年度 授業担当教員による自己点検・自己評価報告書」
- 資料 3-3-7 「授業担当教員による自己点検・自己評価報告書（様式 2）」
- 資料 3-3-8 「令和 5 年度 授業見学実施計画」
- 資料 3-3-9 「令和 5 年度 授業見学報告書」

#### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は学部・各専攻の学修成果の達成状況を的確に把握するために、「授業改善のための学生アンケート」の質問項目を適宜見直していくとともに、各学期における学生個々の単位修得状況の把握につとめ、履修指導を継続的に行っていく。併せて、免許・資格取得希望状況や就職希望状況の把握と分析につとめ、これらの情報を有機的につなげて、教育内容、授業方法等の改善に向けたフィードバックを行っていく。

また、本学では 4 年間の集大成として「卒業論文」の執筆を必須としているが、現時点ではディプロマ・ポリシーに定める資質・能力を踏まえ、学生の学修成果を評価、可視化することには至っていない。そのため、ディプロマ・ポリシーに示す学生が身につけるべき修得目標と卒業論文とを照らし合わせ、評価基準となるルーブリックの策定を行う予定である。明確な評価基準が定められることにより、学生は自身の成長実感を得られやすくなり、また、指導教員と学生がその基準を共有することで目指すべき目標が明確になり、卒業論文の質の向上、ひいては出口における質保証の向上に繋がると考える。

さらに、ディプロマ・ポリシーと免許・資格取得状況との関連性の検証等を行うことで学部・各専攻の学修内容の達成度を把握し、同時に学生にフィードバックすることによって継続的に教育の質の向上を図っていく。

### 【基準3の自己評価】

本学では、学部並びに専攻ごとに、その教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、「学生必携」を通して学生に明示するとともに、ホームページで広く学外に公表し、周知を図っている。また、単位認定基準は学則に、進級基準及び卒業認定基準、各学期及び1年間に履修登録できる履修登録単位数の上限は履修規則に明記されており、「学生必携」を通して学生に周知するとともに、規則に基づいて厳正に適用している。

さらに、本学のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと一貫性をもち、教養科目は総合教養の教育という目的を達成できるように、専門科目は専攻ごとにディプロマ・ポリシーに掲げられた5つの能力を身につけられるように体系的に編成されている。また、教育内容に適した授業形態と教授方法をとることによって教育効果を高める工夫をしている。加えて、本学では、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は、毎学期末に「授業改善のための学生アンケート」を実施し、授業担当教員にその結果をフィードバックすることによって教育内容・方法及び学修指導等の改善を図っている。

以上のことから、本学は基準3を満たしていると評価できる。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

大学の意思決定は、大学単独の事項は育英大学運営会議、大学及び短期大学共通の事項は育英大学・育英短期大学運営会議（以下「合同運営会議」という。）並びに教授会、各種委員会の審議結果を基に学長が行っている。

##### <運営会議>

大学の円滑な運営を行うため、運営会議は、学長、教育学部長、教育学科長、教務部長、学生支援部長、キャリア支援部長、図書館長、教育研究所長、各専攻長、事務局長、事務局各課長の大学の管理職員で構成され、必要に応じて学長が指名する者を加えることができることとなっており、学長が議長となり必要に応じて開催されている。

本学は、小規模大学であるため、審議事項が大学と短大に関係する部分が多く、短大との合同で開催されている。

大学と短期大学の合同の運営会議は、学長、教育学部長、各専攻長、短期大学の各学科長、教務部長、学生支援部長、キャリア支援部長、図書館長、教育研究所長、事務局長、事務局各課長の大学・短期大学の管理職員で構成され、必要に応じて学長が指名する者を加えることができることとなっており、学長が議長となり原則として月 1 回で開催されている。

運営会議、合同運営会議とも以下の事項について審議し、学長が意思決定するに当たっての重要な役割を担っている。また、審議内容に応じて各種委員会に審議を委任している。

- ① 中期計画、中期目標及び事業計画の策定並びに実施に関する事項
- ② 諸規則（軽微なものを除く。）の制定及び改廃に関する事項
- ③ 教育課程の編成に係る基本方針に関する事項
- ④ 学生の懲戒に関する事項
- ⑤ 自己点検及び評価の基本方針に関する事項
- ⑥ 教員の配置計画に関する事項
- ⑦ 教職員の大学運営に必要な能力及び資質の向上並びに教員の教育力向上のための基本方針に関する事項
- ⑧ 学内研究費等の配分計画に関する事項
- ⑨ 他大学との連携に関する事項

- ⑩ 理事長及び学園長からの諮問事項に関する事項
- ⑪ その他大学の教育研究及び管理運営に関する重要事項

#### <教授会>

教授会は、学則第 55 条に基づき、教育学部の教育研究に関する審議機関として位置付けられ、教育学部の専任教員で構成され、教育学部長が議長となり、毎月定例及び必要に応じて臨時に開催され、以下の事項について審議し、学長が意思決定をするに当たって意見を述べる役割を担っている。なお、学長と教育学部長は日頃から相談・報告・連絡をして意思疎通を図っており、学長からの学部への意思伝達は十分にできている。

- ① 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- ② 学位の授与に関する事項
- ③ 教育課程の編成に関する事項
- ④ 学生の賞罰に関する事項
- ⑤ 学則その他教育研究に関する重要な学内諸規則に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めた事項

また、教授会は、上に述べた審議事項のほか、以下の事項について審議し、及び学長の求めに応じて意見を述べるができることとなっている。

- ① 学生の在籍に関する事項
- ② 学生の支援に関する事項
- ③ その他学長が必要と認めた事項

以上のように、本学の学長は大学の意思決定を行っており、また、理事会に理事として参画し、大学の考えを述べて経営に反映させることによって、学長としてのリーダーシップを発揮している。

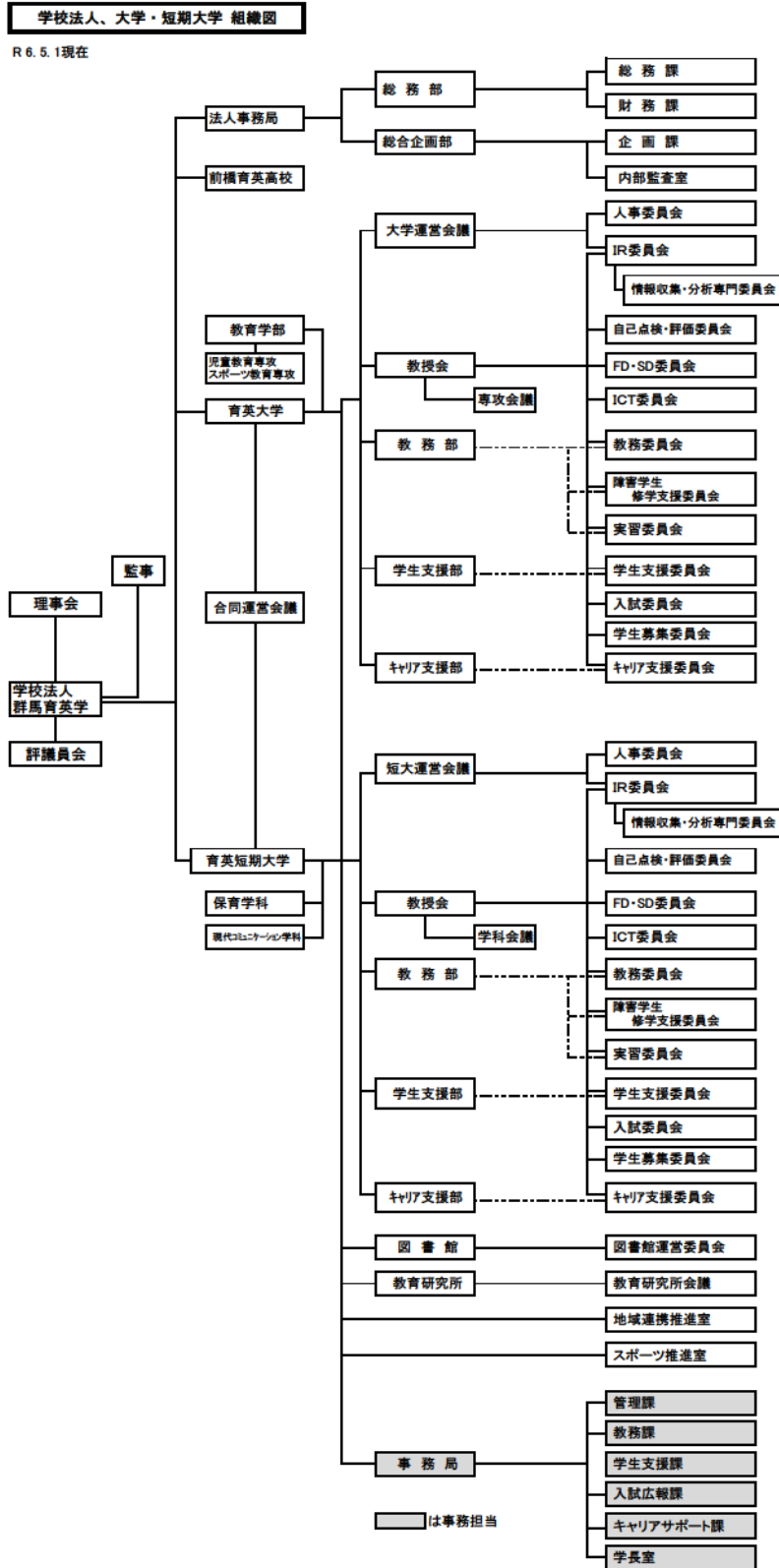
#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では、学長が教学マネジメントを行う上で、その権限を分散し、責任を明確化するために、上記に述べた運営会議の下に人事委員会と IR 委員会を、教授会の下に自己点検・評価委員会、FD・SD 委員会、ICT 委員会、教務委員会、障害学生修学支援委員会、実習委員会、学生支援委員会、入試委員会、学生募集委員会、キャリア支援委員会を置き、それぞれの委員会の所掌事項は各委員会規則に明記されており、各委員会の審議内容は教授会に提案又は報告する体制となっている。

なお、IR 委員会は、教育改善と学生に対する支援の向上を所掌することから、運営会議及び教授会の下に位置付けている。(次頁の「群馬育英学園・育英大学・育英短期大学組織図」を参照)



群馬育英学園・育英大学・育英短期大学組織図



また、短期大学と共通の組織として「育英大学・育英短期大学図書館」「育英大学・育英短期大学教育研究所」、「育英大学地域連携推進室」及び「育英大学・育英短期大学スポーツ推進室」を配置している。

また、これまで、特定の事項に関する業務を担当するために学長補佐体制を取っていたが、令和6(2025)年度からは学長補佐体制の更なる強化のため、副学長を置き、意思決定の効率化・迅速化を図っている。

本学では、以上のように、学長の権限は適切に分散されており、責任が明確化された教学マネジメント体制となっている。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学では、「群馬育英学園の事務組織及び所掌事務分掌に関する規程」に基づいて、学長のもとに5課制による事務局を編成して以下の職員を配置するとともに、同規程に各課の分掌と職制上の職務権限を明記しており、本学の教学マネジメントに係る業務は機能的に処理されている。

①事務局長、②課長、③課長補佐、④主任、⑤主事、⑥用務員

#### 【エビデンス集（資料編）】

資料 4-1-1 「育英大学運営会議規則」

資料 4-1-2 「育英大学・育英短期大学運営会議規則」

資料 4-1-3 「育英大学学則」

資料 4-1-4 「育英大学教授会規則」

資料 4-1-5 「群馬育英学園・育英大学・育英短期大学組織図」

資料 4-1-6 「育英大学及び育英短期大学の学長補佐規則」

資料 4-1-7 「育英大学副学長選考規則」

資料 4-1-8 「群馬育英学園の事務組織及び所掌事務分掌に関する規程」

#### (3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の意思決定に関わる組織は整備されており、教学マネジメントにおいて学長は適切なリーダーシップを発揮している。また、学長の権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築され、機能的に運営されている。

今後は、社会環境は大きく変化し、そのスピードはますます速まることが予想されるが、本学の意思決定と学長のリーダーシップの発揮がこれに適切に対応できるように、不断の点検及び見直しを行っていく。

#### 4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

### (1) 4-2の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

### (2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の学部における専任教員数は 22 人で、うち教授の数は 10 人であり、「大学設置基準」における必要人数（別表 1・10 人、別表 2・10 人、計 20 人）を上回っている。なお、この必要人数は、令和 6（2024）年度からスポーツ教育専攻の入学定員を 50 人増加した完成年度における収容定員 600 人に対応している。

また、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材を養成するという教育学部の教育目的を実現するために、本学の教育学部専任教員は、大学における教育と研究に長年従事したベテラン教員と学校現場における豊富な実務経験を有する教員から構成されている。

さらに、幼児期から児童期における教育に関する専門的な知識とその知識を統合的に理解し応用することができる人材の養成を目指す児童教育専攻には、教科教育を担当する教員に加えて、学校現場や教育委員会における問題解決や対処法などに関する豊富な知識と経験を有する教員を配置している。

また、体育・スポーツに関する専門的な知識とその知識を統合的に理解し、応用することができる人材の養成を目指すスポーツ教育専攻には、保健体育科の教育を担当する教員に加えて、学校現場における豊富な実務経験や指導経験を有する教員を配置している。

なお、教員の採用・昇任については、運営会議において配置計画を立て、人事委員会が「育英大学教員審査規則」に規定されている職位ごとの教育研究歴及び研究業績に関する基準に基づいて、業績審査を行い、適正な教員の確保と配置を行っている。

#### 4-2-② FD（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員及び職員の資質の向上を目的とし、令和 5（2023）年度は育英短期大学と合同で、下表に示すとおり、3 回の FD・SD 研修を実施した。

また、教育内容・方法等の改善を目的として、本学の教職員及び非常勤講師を対象に相互に授業見学を実施している。

なお、授業見学の実施の際には、見学者に対して授業見学報告書の作成を依頼し、提出された報告書は、授業担当教員にフィードバックしており、見学後は授業担当教員と参加者の間で、授業に関する質疑や意見交換を行うなど、相互に授業の改善・向上を図っている。

育英大学

令和5年度

日時	R 5. 6. 7(水)～7. 3(月) (FD)
場所	ネット(YouTube)研修
演題	令和4年度大学設置基準等の改正について
講師	文部科学省動画チャンネル
日時	R 5.10.23(月)～11.6(月) (SD)
場所	ネット研修《関東私立短期大学協会主催》
演題	①短期大学を取り巻く高等教育政策の状況 ②学校法人ガバナンス改革について
講師	①文科省高等教育局教育・入試課課長補佐 中村 栄作 氏 ②文科省高等教育局私学部私学行政課課長補佐 片見 悟史 氏
日時	R 6.2.8(木) (FD)
場所	125教室
演題	高等教育におけるアセスメントの視点から見た授業改善
講師	児童教育専攻 山本 佐江 准教授

令和4年度

日時	R 4. 5.23(月)～6.30(木) (FD)
場所	ネット研修
演題	研究倫理教育及びコンプライアンス教育
講師	日本学術振興会 eラーニング、文部科学省HP
日時	R 4. 8.22(月)～ 8.26(金) (SD)
場所	ネット(YouTube)研修 《群馬県私学振興会主催》
演題	ハラスメントの防止
講師	群馬労働局雇用環境・均等室 主任雇用環境改善・均等推進指導官 天野 由紀子 氏

令和3年度

日時	R 3. 7.14(水)～8.23(月) (FD)
場所	ネット(YouTube)研修
演題	教学マネジメントの確立に向けて
講師	中央教育審議会大学分科会
日時	R 3. 9. 2(木) 10:30～12:00 (SD)
場所	125教室
演題	ネット犯罪への対応
講師	群馬県警察本部警務部警務課 サイバーセキュリティ担当 警部補 森嶋 哲吏(もりにぶ さとし) 氏 警部補 岡本 光司(おかもと こうじ) 氏

さらに、本学では、授業に対する学生たちの意見を反映させることを目的に、毎学期末に「授業改善のための学生アンケート」を実施し、その結果を授業担当教員にフィードバックすることによって授業担当教員が自己点検を行うことによって授業改善を図っている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

資料 4-2-1 「育英大学教員審査規則」

資料 4-2-2 「育英大学人事委員会規則」

資料 4-2-3 「令和 5 年度第 1 回 FD・SD 委員会（合同）議事要旨」

資料 4-2-4 「本学の FD・SD 研修の実施状況（過去 3 年）」

資料 4-2-5 「令和 5 年度授業改善のための学生アンケートの集計結果」

### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員確保と配置については、教員の定年退職等を踏まえ運営会議において配置計画を立て、人事委員会が育英大学教員審査規則に基づいて適切に進める予定である。

また、研修や授業見学を通じて FD 活動は適切に行われていると判断できるが、より良い教育方法を追求するために、学内にとどまらず学外の研修等にも積極的に参加し、教員の職能開発に努めていきたい。

## 4-3 職員の研修

### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

#### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

#### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、上に述べたように、教職員の資質と能力の向上を目的に、FD・SD 委員会が全ての教職員を対象に FD・SD 研修を年数回学内で開催し、組織的な FD・SD 活動に取り組んでおり、学外の研修会にも積極的に参加し、業務遂行上の資質と能力向上に努めている。

令和5年度

日時	R 5.10.23(月)～11.6(月) (SD)
場所	ネット研修《関東私立短期大学協会主催》
演題	①短期大学を取り巻く高等教育政策の状況 ②学校法人ガバナンス改革について
講師	①文科省高等教育局教育・入試課課長補佐 中村 栄作 氏 ②文科省高等教育局私学部私学行政課課長補佐 片見 悟史 氏

令和4年度

日時	R 4. 8.22(月)～ 8.26(金) (SD)
場所	ネット(YouTube)研修 《群馬県私学振興会主催》
演題	ハラスメントの防止
講師	群馬労働局雇用環境・均等室 主任雇用環境改善・均等推進指導官 天野 由紀子 氏

令和3年度

日時	R 3. 9. 2(木) 10:30～12:00 (SD)
場所	125教室
演題	ネット犯罪への対応
講師	群馬県警察本部警務部警務課 サイバーセキュリティ担当 警部補 森嶋 哲吏(もりにぶ さとし) 氏 警部補 岡本 光司(おかもと こうじ) 氏

【エビデンス集（資料編）】

資料4-3-1 「育英大学FD・SD委員会規則」

資料4-3-2 「本学のFD・SD研修の実施状況(過去3年)」

**(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）**

教職員の資質と能力の向上を目的にした合同のFD・SD研修会は今後も拡大・継続していく予定である。これに加えて、今後も引き続き教職員を対象とした学内におけるSD研修会を強化するとともに、学外で開催される種々の専門的研修会への参加を通してより一層の職務遂行能力の向上に努める。

**4-4 研究支援**

**4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理**

**4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用**

**4-4-③ 研究活動への資源の配分**

## (1) 4-4の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

## (2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、後に述べるように、専任教員に教育研究費と学長裁量経費による教育改革推進奨励費を交付する制度を設けて、研究のための資金配分を行っており、令和4(2022)年度は「研究倫理教育及びコンプライアンス教育」をテーマにFD研修を実施して、研究活動の活性化に努めている。

また、教育研究のための施設として、各教員に研究室を配当するほかに、図書62,176冊（うち外国書4,188冊）、AV資料3,267点、学術雑誌5,509タイトル（うち外国書5,449タイトル）、このうち、電子ジャーナル5,443タイトル（うち外国書5,442タイトル）を備え、学外の文献検索や相互貸借のサービスが可能な図書館を有するとともに、以下に示す研究機器・備品を備えた研究施設を設置している。

研究施設	機器・備品	正式名称	測定項目
スポーツ科学 実験室	トレッドミル	TRM731	走行距離、時間、速度、消費カロリー等
	肺運動負荷モニタリングシステム	モバイルエアロモニタ AE100i	最大酸素摂取量・AT(無酸素性代謝閾値)等
	身体組成計	Inbody 770	身体組成
	パワーマックス	POWER MAX V3	最大無酸素パワー
	生活活動量計	Fitbit	心拍数・歩数・睡眠等の生活活動量
トレーニング ルーム	トレッドミル	LABORDO LX2200	走行距離、時間、速度、消費カロリー等
	エアロバイク	エアロバイク 900U-ex	最大酸素摂取量
	身体組成計	TANITA MC-190	身体組成
心理実験室	箱庭療法用具		箱庭療法による心理実験

さらに、教員の教育研究の成果を公表するために「育英大学研究紀要」と「育英大学教職課程年報」を発行している。令和5(2023)年度発刊の育英大学研究紀要第6号には、査読の手続きを経て、3件の研究論文と3件の研究ノートが掲載された。研究紀要論文は、JAIRO Cloud上に構築した「育英大学・育英短期大学リポジトリ」にて公開している。

令和4(2022)年度創刊の育英大学教職課程年報には、学生からの教職課程の学びの振り返りや、体験学習や学校支援活動の報告、教員からの現場体験の必要性、教職課程の自己点検評価などの論考を掲載し発刊している。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動における不正行為を防止し、研究倫理を確立する目的で「育英大学及び育英短期大学における研究活動上の不正行為防止に関する規則」がある。

この規則では、本学学長を研究倫理教育責任者とし、その下に研究倫理教育推進者（育英大学は各専攻長、育英短期大学は各学科長）を置いて、本学における研究倫理教育の推進を図るとともに、管理課を窓口とする相談窓口に不正の告発があった場合の予備調査委員会並びに研究倫理委員会の設置に対応する制度を立ち上げて、同規則の厳正な運用を行っている。

さらに、「育英大学及び育英短期大学における公的研究費の不正防止に関する規則」では、公的研究費の運営及び管理に関わるすべての研究者及び事務職員にコンプライアンス教育の受講と誓約書の提出を3年に1度義務付けており、受講していない者は科研費等の公的研究費への申請を認めておらず、令和4(2022)年度に日本学術振興会のeラーニングと文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて(研究者向け)」をFD研修として実施した。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、「育英大学及び育英短期大学における教育研究費規則」において、専任教員に配分する教育研究費を年額300,000円以内と定めており、教員は教育研究に必要な経費を予算要求書によって学長に申請し、配分を受けている。なお、研究旅費は交付を受けた額の2分の1を超えてはならないとしており、令和5(2023)年度から研究成果報告書の提出を求めている。

これ以外に、本学では、教育改革に取り組む教員を財政的に支援する制度に基づいて、学長の裁量経費により教育改革推進奨励費を交付する制度が設けられており、毎年、前期と後期に募集をし、応募者に配分している。

外部資金では、科学研究費補助金において継続を含め、令和3(2021)年度5件、令和4(2022)年度4件、令和5(2023)年度7件を獲得していた。また、令和5(2023)年度には、群馬県が群馬大学に業務委託した「アスリートによる上州地鶏ムネ肉摂取効果検証試験」に本学が業務協力する形で、陸上部学生の摂取効果のデータ作成を行った。

#### 【エビデンス集(資料編)】

- 資料 4-4-1 「育英大学及び育英短期大学における教育研究費規則」
- 資料 4-4-2 「育英大学及び育英短期大学における教育改革推進奨励規則」
- 資料 4-4-3 「本学のFD・SD研修の実施状況(過去3年)」
- 資料 4-4-4 「育英大学及び育英短期大学の研究紀要に関する規則」
- 資料 4-4-5 「育英大学研究紀要 第6号」
- 資料 4-4-6 「育英大学教職課程年報 創刊号」
- 資料 4-4-7 「育英大学及び育英短期大学における研究活動上の不正行為防止に関する規則」
- 資料 4-4-8 「育英大学及び育英短期大学における公的研究費の不正防止に関する規則」
- 資料 4-4-9 「個人研究費研究成果報告書」



資料 4-4-10 「アスリートによる上州地鶏ムネ肉摂取効果検証実施業務委託仕様書」

### **(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）**

今後は、図書館に研究用図書や電子ジャーナルを増やすとともに、他大学や学外の研究機関との共同研究が行えるような体制整備と研究機器・備品の整備を進めて行く予定である。

#### **〔基準 4 の自己評価〕**

教学マネジメントにおいては、学長のリーダーシップの下、運営会議、教授会、各種委員会で審議が行われている。各種委員会での審議内容は、運営会議及び教授会に提案又は報告され、運営会議及び教授会での意見を基に学長が判断する体制となっており、権限の適切な分散と責任が明確化されている。

教員の配置は、教育目的と教育課程を踏まえて計画を立てており、FD 研修や授業改善のための学生アンケートのフィードバックをすることによって教育内容・方法の改善を図っている。また、職員研修は、教員、職員を分けることなく、FD・SD 研修ともに受講するよう案内をしている。

研究支援では、教員が研究を行うために必要な研究室・図書館・研究施設を整え、研究費を配分するとともに、学長裁量経費による教育改革の推進を奨励しており、また、研究活動における不正行為及び研究費の不正防止に関する FD・SD 研修を実施して研究倫理の確立に努めている。

以上のことから、本学は基準 4 を満たしていると評価できる。

## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### **(1) 5-1 の自己判定**

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### **(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

本学は、学則第 1 条第 1 項に、「教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成するとともに、『公正、純真、奉仕、友愛』の建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性を持つ人材を養成し、教育研究を通して社会に貢献することを目的とする」ことを掲げている。

また、「学校法人群馬育英学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 3 条に、「教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行うことを目的とする」ことを掲げ、関係法規の趣旨に従って規律と誠実性を維持した経営を行う姿勢を表明するとともに、寄附行為第 12 条第 1 項第 2 号に、本学の学長を学校法人の理事として選任する規定を設けることによって、学園と大学を含めた学校法人全体のバランスをとりつつ健全な経営を行っていく姿勢を表明している。この学則及び寄附行為はホームページに情報公開として開示し、閲覧に供している。

さらに、高等教育機関に求められる業務執行の規律と誠実性を維持するために、「群馬育英学園組織規程」において規律ある運営体制を定めている。

経営部門の体制としては、寄附行為の定めに基づいて、理事長は法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行状況に関して、評議員会に諮問を行い、意見を求めている。監事は法人の業務監査をはじめとし、法人の財産の状況・法人の理事の仕事執行状況について業務監査を実施し、開催された理事会・評議員会すべてに出席し意見を述べているほか、会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に報告を行い、監査報告書についてホームページに開示している。

また、改正私学法に基づき、寄附行為の改正を行い令和 2 (2020) 年 4 月 1 日より施行し、寄附行為に則り関連諸規定の整備を図るとともに、理事会を中心としたガバナンス強化を図り、「群馬育英学園監事監査規程」に基づき監事機能の強化を進めている。

経営の規律を向上させるため、「育英大学・育英短期大学 ガバナンス・コード」を令和 4 (2022) 年 4 月に策定して開示し、規律あるよりよい組織づくりを日常的に進めていくことを表明している。

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

本学園では、寄附行為第 6 条において、経営体制として理事会を法人の最高意思決定機

関として位置づけ、同第 20 条において、評議員会を学校法人における重要事項に関する諮問機関として位置づけるとともに、同第 22 条に諮問事項を具体的に示している。令和 5 (2023) 年度は理事会を 6 回、評議員会を 5 回開催した。

学長は理事・評議員として理事会、評議員会に出席し、議案審議の他に本学の事業について定期的に説明・報告を行っている。

また、学園と大学の円滑な運営を図るため、月に 1 回開催される大学事務局管理職と法人本部管理職による事務連絡会議を通じて、事務局管理職から、理事長及び法人本部に対して本学の運営に関する情報が報告され、理事長方針は事務局管理職を経由し、学内に周知される仕組みになっている。

なお、本学の長期的なビジョンに基づく学園全体の体制の確立を目指して、法人本部及び各設置校の中堅教職員をメンバーとする将来構想委員会が中心となり、令和元(2019)年度に策定した本学園、本大学、育英短期大学並びに前橋育英高等学校に及ぶ 3 年間の第 1 次中期計画に沿った施策を順次実行してきた。ガバナンス確立の施策として、令和 3 (2021) 年 4 月に法人本部内に新設した総合企画部を、全学の横断的な管理組織として位置づけ、第 1 次中期計画の PDCA サイクルを機能させ、将来構想委員会と連携し学園全体の持続性ある経営に向けた第 2 次中期計画(計画期間 5 年)を策定し、理事会・評議員会の意見を踏まえ、令和 4 (2022) 年 3 月の理事会で議決した。計画は令和 4 (2022) 年 4 月よりスタートした。

また、情報公開については寄附行為第 40 条及び第 43 条に則り、ガバナンス・コードに定めるとともに、従来の規程を見直し、令和 2 (2020) 年度に「情報の公開及び開示に関する規程」を作成し施行した。公開情報は、財務情報にとどまらず寄附行為、監査報告書、役員に対する報酬等の支給基準など対象を拡大し、ホームページに教育情報とともに掲載し情報公開の充実を図っている。

内部監査機能の強化を目的に組織改正を行い、令和 4 (2022) 年 4 月からは内部監査室を常設機関として総合企画部の一部に組み入れるとともに、定期監査・臨時監査の実施等について規程の改正を行い明確に定めた。今後も経営の規律強化の実効性を高めていく。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への対応については、快適な学習環境の維持に配慮しつつ、以下のように「省エネルギー対策」を実施している。

夏季は、5 月 1 日～10 月 31 日をクールビズ期間とし、7 月 1 日～9 月 30 日は冷房温度を 28℃に設定し、冬季は、12 月 1 日～3 月 15 日の期間について暖房温度を 23℃に設定するガイドラインを定めている。また、通常から節電の徹底と早期退館（帰宅）の励行を行っており、既設の照明器具は令和 3 (2021) 年度に全館 LED 仕様に切り替えを完了した。冷暖房設備についても、省エネ補助金を利用して同年度に全面的な切り替えを行い、消費電力の削減に取り組んでいる。また、令和 5 (2023) 年 11 月から、SDGs 推進及び働き方改革の一環として通年のネクタイ着用の自由化を開始し、地球温暖化防止と省エネルギー対策への継続的な取り組みを開始した。

人権への配慮については、労働条件等に関する事項を「群馬育英学園就業規則」に定め、各種ハラスメントの防止策については「群馬育英学園ハラスメントの防止等に関する規程」

を定め、ハラスメントの防止とともに苦情の申し出及び相談の体制整備を行い、相談員を各部署に設置し、全教職員に周知している。メンタルケア等の学生相談に関しては専門のカウンセラーを配置し、日常の問題についてのケアを行っている。

個人情報の取り扱いについては、「群馬育英学園個人情報保護規程」及び「特定個人情報の適正な取り扱いに関する規則」を定め、情報管理の徹底を図っている。令和4(2022)年4月に、個人情報保護法改正に伴う一部規程の改正を行い、さらに外部からのサイバー攻撃等への対策として、サイバーリスク保険に加入し不測の事態への対応を図っている。

職員の健康及び安全保持に関しては、「群馬育英学園職員安全衛生管理規程」により衛生管理者及び産業医の設置を行っており、令和5(2023)年11月に規程の一部改正を行い、衛生委員会の定例開催と教職員の定期的な健康診断及びストレスチェックの実施等により、教職員の健康保持及び職場の安全保持に努めている。改正健康増進法による教職員の健康増進のため、大学構内及び学外周辺を全面禁煙とし、受動喫煙防止策に取り組み、学生に対しても学生必携に明記し周知徹底している。

さらに、教職員の労働環境の整備に関しては、コロナ禍の対応として令和2(2020)年度から時限的な特別休暇制度を緊急的に設けるとともに、令和3(2021)年度には育児環境の整備のため育児休暇の拡大、令和4(2022)年度には出生時育児休業制度の新設を行うなど、充実を図っている。また、時間休暇制度の整備を図るとともに、夏季期間及び年末年始期間を中心として年次有給休暇取得奨励期間を設定し、さらに女性活躍推進法に基づく行動計画及び一般事業主行動計画を策定するなど、教職員の労働環境整備とともに健康管理への配慮を行っている。

危機管理については、「群馬育英学園公益通報に関する規程」を定め、学園の法令違反行為に対する学内外からの通報を真摯に受け止め、早期発見と是正に努め、通報者保護の観点から令和4(2022)年4月に一部改正を行った。今後、危機管理対策全般に関する危機管理マニュアルを早期に策定する予定である。

安全面については、「群馬育英学園防火管理規程」により設置校に防火管理者を配置し、毎年防災訓練を実施しているとともに、日常の安全面の対応については、外部の警備会社との契約により防犯対策をとっている。令和2(2020)年度及び3(2021)年度はコロナ禍の影響により実施を見送らざるを得なかったが、令和5(2023)年度は10月5日に学生、教職員が参加して防災訓練を実施した。

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 資料 5-1-1 「育英大学学則」
- 資料 5-1-2 「学校法人群馬育英学園 寄附行為」
- 資料 5-1-3 「群馬育英学園組織規程」
- 資料 5-1-4 「群馬育英学園監事監査規程」
- 資料 5-1-5 「育英大学・育英短期大学 ガバナンス・コード」
- 資料 5-1-6 「学校法人群馬育英学園第1次中期計画」
- 資料 5-1-7 「学校法人群馬育英学園第2次中期計画」
- 資料 5-1-8 「群馬育英学園の事務組織及び所掌事務分掌に関する規程」
- 資料 5-1-9 「群馬育英学園情報の公開及び開示に関する規程」

- 資料 5-1-10 「令和 5 年度監査報告書」
- 資料 5-1-11 「群馬育英学園内部監査規程」
- 資料 5-1-12 「群馬育英学園役員報酬等の支給に関する規程」
- 資料 5-1-13 「群馬育英学園就業規則」
- 資料 5-1-14 「群馬育英学園ハラスメントの防止等に関する規程」
- 資料 5-1-15 「群馬育英学園個人情報保護規程」
- 資料 5-1-16 「特定個人情報の適正な取り扱いに関する規則」
- 資料 5-1-17 「群馬育英学園職員安全衛生管理規程」
- 資料 5-1-18 「群馬育英学園育児・介護休業等に関する規程」
- 資料 5-1-19 「群馬育英学園公益通報に関する規程」
- 資料 5-1-20 「群馬育英学園防火管理規程」
- 資料 5-1-21 「群馬育英学園ホームページ(学園の情報)」

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学園は、関連法令を遵守し、経営の規律と誠実性を維持するために、諸規程に基づいて業務執行状況に関する監査を実施している。また、寄附行為に則り、監事監査規程、情報公開及び開示に関する規程、役員報酬支給規程の改正・制定を行った。今後も、社会情勢の変化や法令の改正等に適切に対応し、規程等の見直しと教職員への周知を図り、高等教育機関の教職員としての倫理観や責任感の醸成を促すことによって、本学園運営の規律と誠実性の維持・向上を図っていく。

今後は、「更なる発展のために」と銘打ち令和 4 (2022) 年 3 月に策定した、第 2 次中期計画（令和 4 (2022) 年 4 月から 5 年間）の着実な実行と検証を進め、将来的な学園の発展と社会的意義を再認識し、継続的な学園運営を進めていく予定である。総合企画部を中心に将来構想委員会を核として中期計画の進捗管理を行い、理事会・評議員会の意見を取り入れながら PDCA サイクルを活用していく。

さらに、令和 7 (2025) 年度からの改正私学法に伴う、寄附行為変更を検討するとともに内部統制システムの構築、関連諸規程の見直しを行い経営の規律の維持、向上に努めていく予定である。

## 5-2 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制として、寄附行為第 6 条及び第 20 条に基づいて理事会並びに評議員会が設置されている。

理事会は本学園の最高意思決定機関として、設置校の管理、運営に関する基本方針をはじめ、事業計画、予算、決算、規程の改定などの重要事項について審議、決定をしている。

令和5(2023)年5月1日現在の理事は、寄附行為第12条により第1号理事として法人の設立者又は縁故者から1名、第2号理事として設置校の校長、学長2名、第3号理事として評議員会から5名、第4号理事として学識経験者から3名が選任されている。

また、監事2名は、法人の理事・職員又は評議員以外の者から評議員会の同意を得て理事長が選任しており、監事は理事会に常時出席し、法人業務、法人財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査し意見を述べている。

学園外部から選任されている5名の理事は、民間企業の取締役等が選任され、教育界のみならず社会全般に対しても高い見識を有しており学園の健全な経営について有益な意見交換、審議がなされ、戦略的意思決定が進められる体制となっている。

令和5(2023)年5月26日現在、理事会は理事11名、監事2名で構成されており、選出基準は令和2(2020)年4月施行の改正私学法に準拠した基準になっている。

令和5(2023)年度に理事会は合計6回開催され、理事の実出席率は92%であり、適切な意思決定の体制ができている。なお、理事会への出席が不可能な場合には、書面による意思表示を求めており、書面による意思表示を含めれば100%の出席状況となっている。

以上のとおり、本学の使命・目的の達成に向けた意思決定の体制及びその機能性は確保されている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

資料 5-2-1 「学校法人群馬育英学園 寄附行為」

資料 5-2-2 「理事会の開催状況(令和3年度～令和5年度)」

資料 5-2-3 「書面による意思表示書(ひな形)」

### (3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

継続的に、寄附行為の実効性を高め、より一層使命・目的の達成に向けた意思決定ができるよう、特に監事機能の強化については、教学監査の進め方も検討を行いながら、ガバナンス強化策を進め理事会の体制整備を行っていく予定である。

## 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

#### (2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関としての理事会には、学長の他、法人本部から法人本部長も理事に選任され、本学・法人本部ともに連携を図ることができ、相互チェックもできる理事

会運営が確保されている。また、評議員会は、理事会の諮問機関として設置され、評議員会には学長の他、学部長及び管理部門の事務局長が選任されており、大学の教学部門と管理部門及び法人との間でのコミュニケーションも確保された議論、意思決定がなされている。理事会、評議員会においては、定期的に大学、短大、高校の拠点ごとの現況報告が実施され、情報共有を図っている。

また、理事長と大学事務局管理職及び法人本部管理職との間での事務連絡会議を例月開催し、業務の遂行状況について緊密な情報交換と対応協議を行っている。学内の様々な情報は事務連絡会議を通して理事長に届く仕組みになっており、理事長及び法人本部の指示、意向についてもタイムリーに学長及び本学に徹底されている。

理事長は、学外の情報収集にも努めており、県私立大学協会の会合参加の他に、地域の奉仕活動団体にも加入し、会員間交流を通して教育業界のみならず他業界の情報も併せて収集し、社会情勢に敏感に対応している。

理事会にて決議された就業規則及び関連規程については、学内ネットワークの共有フォルダー及び通知文書により教職員に周知されている。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園では、法人の業務及び財産の状況を監査するために、寄附行為に基づき、理事長が、法人の理事、職員及び評議員以外から、評議員会の同意を得て、2名の監事を選任している。

監事は、「群馬育英学園監事監査規程」により、学園の教育研究機能の向上や財政の基盤確立に寄与することを目的に、学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について監査を行っており、また、決算時には、公認会計士の講評を聴取し会計士と十分な確認、連携を取りながら監査を行っている。

監査結果については、監査報告書を作成し、会計年度終了後2か月以内に開催された理事会、評議員会において報告しており、令和5(2023)年度においては、監事はすべての理事会、評議員会に出席して意見を述べている。

また、監事の職務を補佐する体制として、令和3(2021)年4月に新設した総合企画部を監事との連携部署として明確に定め、さらに、学内の会議・委員会等への監事出席を可能とする規程改正を行った。

会計監査については、公認会計士による監査を実施し、毎会計年度監査報告書を作成し、提出を受けている。

監事による業務監査の他に、内部監査の体制として「群馬育英学園内部監査規程」を定めており、これまで非常設組織であった内部監査室を令和4(2022)年4月より総合企画部の直轄組織として常設化し、監査の独立性を確保し総合企画部長を内部監査室長として定めた。

科学研究費の使用状況の監査については定期監査の対象として規定化し、その他臨時監査の対象も定めるなど、法人及び大学内の相互チェック機能とガバナンスの強化策として内部監査を位置づけることとし、同時に監事との連携も進めている。

また、理事長を含めた理事の諮問機関として、寄附行為に基づいて、評議員会は定員23人以上25人以内で組織することが規定されている。

令和5(2023)年5月26日現在の評議員会は、理事定数の2倍を超える24名(学園長その他、法人職員10名、学園の設置する学校の卒業生2名、学識経験者11名)によって構成され、教職員の意見・提案と同時に、外部の見識も反映される仕組みとなっており、法人業務の執行状況について意見を述べるなど、理事会の諮問機関として適切に運営されている。

令和5(2023)年度に評議員会は、合計5回開催され、実出席率は77%であった。開催方法に留意しつつすべて対面形式で開催したが、書面による意思表示を含めれば96%の出席状況であり、適切に運営されている。

#### 【エビデンス集(資料編)】

- 資料5-3-1 「令和5年度 学校法人群馬育英学園 役員・評議員名簿」
- 資料5-3-2 「学校法人群馬育英学園 寄附行為」
- 資料5-3-3 「群馬育英学園監事監査規程」
- 資料5-3-4 「群馬育英学園内部監査規程」
- 資料5-3-5 「評議員会の開催状況(令和3年度～令和5年度)」

### (3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

理事・監事・評議員からの活発な意見を喚起し、多岐にわたる学校法人の健全で永続的な運営のための管理機関として、運営の円滑化と相互チェックを可能にするために、定期的な学園広報誌の配布のみならず、学園内で開催される行事等の案内、学園情報(各学校の現況、検討課題)など、学園からできる限りの資料提供を行い、本学園の運営状況についてより一層の理解を得る継続的な努力を通して、よりよいガバナンスを機能させることが必要である。令和4(2022)年4月に策定した「育英大学・育英短期大学 ガバナンス・コード」を自己規律の規範として不断の取り組みを進めていく。

また、改正寄附行為により監事の監査対象範囲が理事の業務執行状況まで拡大されたことを受け、監事と法人本部総合企画部(内部監査室)との間の連携を図り、監査体制の充実をより一層強化していく。

今後は、令和7(2025)年度施行の改正私立学校法への対応を準備し、さらなる管理体制の円滑化を進める予定である。

## 5-4 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

#### (2) 5-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立



本学は平成30(2018)年度に開学し、令和5(2023)年度において6年目を迎えた。学生募集に関して初年度は大幅に定員を下回ったものの、2年目以降について様々な募集活動を展開した結果、2年目は94名、3年目には定員超過となる123名の入学者を確保し、更に完成年度の令和3(2021)年度が111名、令和4(2022)年度は119名、令和5(2023)年度は122名となり4年連続で入学定員を上回った。このように学生確保に関しては順調に推移しており、財源確保の観点から当初の計画通り進んでいる。

大学部門において入学者の確保が順調に推移していることから、令和5(2023)年度における事業活動収支の学生生徒等納付金収入は前年度に比べ約3,400万円の増収となり、人件費及び教育研究経費・管理経費等において支出増があったものの、基本金組入前当年度収支差額は約1,800万円となり、令和4(2022)年度に続き収入超過となった。

学園全体としては、大学部門及び高校部門において収入超過であるものの、経常収支差額は約3,000万円の支出超過となり、基本金組入前当年度収支差額においても、約800万円の支出超過となった。

学園全体の次年度以降の改善を図るために、大学部門で均衡した事業収支の確保、学園全体としても財政的に安定した運営がなされるよう学生募集及び経費の抑制に引き続き取り組んでいく。

令和元(2019)年度の7月には学園各部門(大学・短期大学・高等学校・学校法人)から選出され立ち上げた将来構想検討委員会を中心として、完成年度以降を展望しながら、令和元(2019)年度から3年間の中期的な計画を盛り込んだ第1次中期計画を策定した。

また、令和4(2022)年3月には、5年間の第2次中期計画及び財務計画を策定し、その後スポーツ教育専攻の入学定員を50名から100名へと増員し、学科入学定員を150名としたこと等に伴い、令和5(2023)年3月、第2次中期計画及び財務計画の一部修正を行った。

財政面に限らず、中期計画に掲げた教学面に関する教育・研究の質の向上や学生募集及び学生支援等を着実に実現するため、単年度での的確な事業計画及び予算編成等を反映させるとともに、厳格な管理を行い全教職員の協力のもと経費支出の面においても抑制に努め、財政の安定化を図っていく。

また、中期計画についてのPDCAサイクルを機能させ、次期中期計画を見据えながら、進捗状況を理事会・評議員会に報告し、意見を取り入れ進めていく。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園の収入の大部分は、学生生徒等納付金及び大学を除いた補助金であり、収支の安定には学生生徒の入学者確保が不可欠である。しかし少子化・大学進学者の頭打ちなど私学を取巻く環境が厳しさを増す中、入学者を安定的に確保するには、学園の環境整備、維持、教育の質の向上はもとより、私学の独自性に根差した個性、魅力を存分に示していかなくてはならない。

大学部門は開学7年目であり、将来に向けて認知度を全国に拡大させる事が重要となる。そのため魅力ある大学を構築することが必要となり、その一環として施設設備のより一層の充実を図るべく、順次整備を行っていく予定である。

また、安定した財務基盤を得るためには、学生の定員確保を第一とし、学園全体としては補助金・寄付金等の外部資金の確保にも力を注いでいる。収支のバランスについては、

令和5(2023)年度大学部門の経常収支差額は約2,000万円の収入超過となり着実に学生募集の成果が表れはじめている。今後この状態を維持するべく次年度以降の入学定員確保、補助金の獲得強化が計画的にそして的確に実行され、適切な財務基盤の確立と収支バランスの健全化を保持していきたい。

#### 【エビデンス集（資料編）】

資料5-4-1 「令和5年度計算書類」

資料5-4-2 「令和4年度計算書類」

資料5-4-3 「学校法人群馬育英学園 第1次中期計画」

資料5-4-4 「学校法人群馬育英学園 第2次中期計画」

資料5-4-5 「学校法人群馬育英学園 第2次中期計画【令和5年度修正版】」

資料5-4-6 「第2次中期計画新旧対照表（育英大学）」

資料5-4-7 「学校法人群馬育英学園 財務中期計画【令和5年度修正版】」

資料5-4-8 「事業活動収支構成表（学園全体・過去5年間）」

資料5-4-9 「事業活動収支構成表（大学部門・過去5年間）」

#### (3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

学生生徒等納付金は法人収入の重要な要素であるので、今後さらに本学における教育の質向上を図り、対外的に本学の教育力をアピールするなどの定員充足に向けた全学的な取り組みを継続的に実施するとともに、前橋育英高等学校と育英大学との高大連携によるさまざまな取り組みを行うことによって魅力ある教育体制を創りあげていくことで、安定した財務基盤の確立を図っていく。

また、今後についても、本学園全体の第2次中長期計画及び財務計画に基づいて年度ごとの事業計画を策定し、計画に従い予算編成を行って、中長期的な計画に基づく適切な財政運営と安定した財政基盤を確立していく予定である。

#### 5-5 会計

##### 5-5-① 会計処理の適正な実施

##### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

###### (1) 5-5の自己判定

「基準項目5-5を満たしている。」

###### (2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計業務は学校法人会計基準に準拠して行われ、「寄附行為」・「群馬育英学園経理規程」・「群馬育英学園固定資産管理規程」等の諸規程に基づいて適正に遂行されている。また、会計業務に学校法人会計基準に対応した会計システムを導入し、これを活用して業務は迅速かつ正確に処理されている。

さらに10万円を超える予算外の支出項目に対しては稟議書による理事長決裁を必要と

し、支出内容の適法性及び妥当性を担保している。なお、予算に計上されていない支出、もしくは予算額と著しく乖離した勘定科目については、原則として認められてはいないが、起案者から提出された理由書により予算委員会等で検討し、必要と認められた場合は補正予算を策定して処理している。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の会計監査は、「私立学校振興助成法」第14条第3項に則り、「群馬育英学園内部監査規程」に基づいて公認会計士によって年間に亘り計画的に実施されており、令和5(2023)年度の監査報告書において、本学園の計算書類が学校法人会計基準に準拠して適正に執行されていることが報告されている。

また、本学園の監事監査は、「私立学校法」第37条第3項に則り、「群馬育英学園監事監査規程」に基づいて年間にわたり以下のように計画的に実施されている。

監事は「理事会」及び「評議員会」への出席、学内の諸会議に出席することによって、学園全体の日常業務の執行状況について監査を行っている。また、決算理事会前の学園監事による監査当日は、監事は公認会計士による講評を聴取し、会計士との質疑応答・情報交換を行うなどによって十分連携をとりながら、公認会計士の監査体制・方法の妥当性についても確認を行っている。

業務遂行及び財産の状況に関する監事監査の結果は、決算案の審議される理事会及び評議員会において「学園監事監査報告書」として報告されている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 資料 5-5-1 「学校法人群馬育英学園寄附行為」
- 資料 5-5-2 「群馬育英学園経理規程」
- 資料 5-5-3 「学校法人群馬育英学園経理規程取扱要領」
- 資料 5-5-4 「群馬育英学園稟議決裁規程」
- 資料 5-5-5 「群馬育英学園内部監査規程」
- 資料 5-5-6 「令和5年度監査報告書」
- 資料 5-5-7 「群馬育英学園監事監査規程」

### (3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

本学の会計処理は、「学校法人会計基準」及び関連規定に基づき、法人本部総務部財務課において適正に実施されている。今後も事務職員の会計知識の向上を図り適正な会計処理を進めていく。また、会計担当者を外部研修にも参加させ、学校法人会計へのさらなる理解を深めていく。

さらに、今後も公認会計士及び学園監事との連携を密にして、適正な会計処理の継続を図って行く。

### 【基準5の自己評価】

本学園の令和元(2019)年度から令和3(2021)年度における財務状況は、事業活動収支において短期大学の学生生徒等納付金収入の減少及び4年制大学設置等に伴う施設の整備、設備関係の購入などの支出が主な原因となり、基本金組入前当年度収支差額は3期連続で支出超過であった。

一方、大学部門では、入学者の確保が順調に推移し、令和5(2023)年度の基本金組入前当年度収支差額は収入超過となった。学園全体としても令和4(2022)年度の基本金組入前当年度収支差額は大幅な収入超過となっており、令和5(2023)年度は若干支出超過に至ったが、今後改善の余地は、充分あると考えている。

また、貸借対照表の状況としては、令和元(2019)年度から令和3(2021)年度にかけて教育環境を整えるための設備投資が相次いだため有形固定資産が毎年度増加したが、令和5(2023)年度には、約8,900万円減少した。長期借入金等の固定負債は令和3(2021)年度に増加のピークとなったが、令和5(2023)年度には、約3,900万円減少している。また、流動資産の現金・預金は、毎年度増加傾向で安定的に推移している。本学は、今後においても安定した財務基盤を強化するために、学生募集活動における入学定員の確保及び経費の抑制等を実行しているところである。

学園全体における3か年計画を策定した「第1次中期計画」は令和4(2022)年3月末で終了し、引き続き「第2次中期計画」が令和4(2022)年4月～令和9(2027)年3月までの5か年計画で策定された。

「第1次中期計画」は期間の半分を経過した段階で、進捗状況を確認するとともに自己評価を行い、進捗状況報告書を作成して令和2(2020)年11月に理事会・評議員会へ中間報告をした。

また、計画期間が終了したことに伴い、所属別に自己評価を実施し、主に評価が低かった項目についての分析と改善策等をまとめ、総括を実施し、理事会、評議員会への報告を行った。

「第2次中期計画」については、2年目が終了したが、1年目の令和4(2022)年度における進捗状況として、主に数値目標を掲げている項目の分析と今後の対応策や取り組みについて所属別に作成して令和6(2024)年3月に理事会・評議員会へ報告をした。

以上のことから、本学園及び本学は基準5を満たしていると評価できる。

**基準 6. 内部質保証**

**6-1 内部質保証の組織体制**

**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

**(1) 6-1 の自己判定**

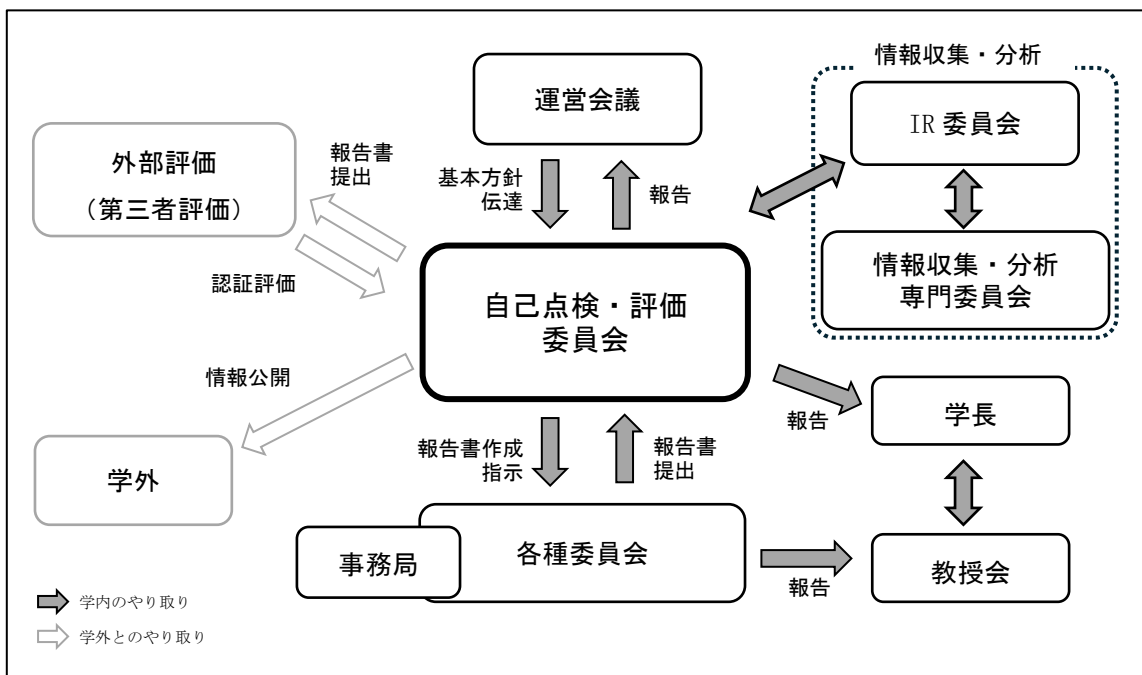
「基準項目 6-1 を満たしている。」

**(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

本学では、内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立として学則第 2 条に、「本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」ことが定められており、年度ごとに作成した評価書は学長に報告し、外部に公表することになっている。それに関わる学内組織は下表に示すとおりである。

育英大学における自己点検・評価結果の公表に関わる学内組織



自己点検・評価委員会は、各専攻長、各専攻から選出された教員各 1 人、事務局長、事務局各課長、その他学長が指名する者若干人から構成される。また、「育英大学自己点検・評価委員会規則」には以下 7 項目を審議することが定められており、これらに沿って自己点検・評価を実施し、内部質保証及びその向上に努めている。

**(審議事項)**

第 2 条委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の実施計画の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価項目の設定及び変更に関すること。

- (3) 自己点検・評価の実施及びその結果の公表に関すること。
- (4) 自己点検・評価報告書（以下「報告書」という。）の作成及び学長への報告に関する  
こと。
- (5) 他大学との相互評価に関すること。
- (6) 認証評価機関が行う評価への対応に関すること。
- (7) その他自己点検・評価に関すること。

報告書の作成に当たっては、自己点検・評価委員会が各評価項目の担当者を割り振り、作成を依頼し、各担当が作成した報告書を自己点検・評価委員会に提出することになっている。なお、上述の自己点検・評価委員会の構成員には教務委員会、FD・SD 委員会、ICT 委員会、学生支援委員会、障害学生修学支援委員会、実習委員会、入試委員会、キャリア支援委員会の各委員長が含まれており、自己点検評価書は自己点検・評価委員会のほか、各種委員会の協力も得て、複数の目で確認を行いながら作成を行っている。また、自己点検によって浮き彫りになった諸課題に対し、IR 委員会やその下部組織である情報収集・分析専門委員会において多角的な視点から情報を収集し、改善策を検討することとなっており、本学の教育改善や学生支援の向上に努めている。

さらに、本学では、自己点検・評価委員会による上記の自己点検・評価以外に、すでに述べたように、各学期末に「授業改善のための学生アンケート」を実施し、この結果に基づいて授業担当教員が自己点検を行うことにより次年度の授業内容・方法等の改善を図っている。また、年度末には学生支援委員会が全学生を対象とした「学生満足度アンケート」を実施するとともに、学内に意見箱を設置して学生の意見・要望等を把握して、学生サービスの向上に努めている。

また、下表は各委員会と事務の担当を一覧にしたものである。このように、自己点検・評価委員会のみならず、各種委員会においても本学の教育研究活動が本学の目的に沿って取り組まれているか、目標を達成できているかといった観点から点検・評価を行っており、全教職員が一丸となって、内部質保証に向けた体制を整えている。

各種委員会と担当部署

委員会名	事務担当部署
運営会議	管理課
教授会	管理課
人事委員会	管理課・教務課
IR 委員会	管理課・教務課
自己点検・評価委員会	管理課・教務課
FD・SD 委員会	管理課・教務課
ICT 委員会	管理課・教務課
教務委員会	教務課
障害学生修学支援委員会	教務課・学生支援課
実習委員会	教務課
学生支援委員会	学生支援課

入試委員会	入試広報課
学生募集委員会	入試広報課
キャリア支援委員会	キャリアサポート課・学生支援課

【エビデンス集（資料編）】

- 資料 6-1-1 「育英大学学則」
- 資料 6-1-2 「育英大学自己点検・評価委員会規則」
- 資料 6-1-3 「令和 5 年度 授業改善のための学生アンケート集計結果」
- 資料 6-1-4 「2023 年度 育英大学学生満足度アンケート集計結果」

**(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）**

本学では学長を長として、教学及び事務局の長から構成される運営会議の下、自己点検評価委員会をはじめ、IR 委員会や情報収集・分析専門委員会、FD・SD 委員会、さらには各種委員会によって、内部質保証のための組織及び責任体制が明確に整備されている。今後は、自己点検の結果を学部全体として横断的に検証する体制を強化し、内部質保証のための組織をより強固なものとしていく。

また、自己点検評価の結果は、学内業務にフィードバックして今後の業務改善に資することとしており、そのための PDCA サイクルの仕組みについても検証していく予定である。

**6-2 内部質保証のための自己点検・評価**

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

**6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

**(1) 6-2 の自己判定**

「基準項目 6-2 を満たしている。」

**(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

自己点検・評価については、自己点検・評価委員会において、日本高等教育評価機構の書式に従って自己点検評価書を作成することを承認した後に、本学の総力を挙げて自己点検評価書を作成できるように各評価項目の担当者・担当課・担当委員会・担当教員の割り当てを決定し、グループごとに、担当項目と評価書全体を相互確認をしながら作業を進めることとなっている。

「令和 4 年度育英大学自己点検評価書」は令和 5 (2023) 年 12 月に本学ホームページに掲載してその内容を学外に公表するとともに、「自己点検評価書」として電子データを教職員に配布し、今後の業務改善に資するよう結果の共有を図っている。また、令和 4 (2022) 年度から義務化された教職課程の自己点検評価については、自己点検・評価委員会が主として教務委員会と連携し、全国私立大学教職課程協会の自己点検・評価基準に基づいて実施し、本学ホームページに公開している。

## 6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

開学初年度の平成 30(2018)年度は IR を担当する専門の部署はまだ設置されていなかったが、令和 2 (2020)年 4月に IR 委員会を設置し、本学における教育改善及び学生に対する支援の向上を図るため、教育研究に関する学内外の諸情報の収集・分析、学生の学修動向及び教育の成果等に係る調査・分析、調査分析結果(IR 情報)を活用した改善策等の立案、実施及び検証などの業務を行うこととして今日に至っている。しかし、委員会を設置したものの、当初は活動実績がほとんどなく、令和 5 (2023)年 10月から情報収集・分析を本格的に開始した。また、IR 委員会の下部組織として情報収集・分析専門委員会が設置されており、IR 委員会で検討された課題について、情報収集・分析委員会が必要な情報を集約、分析を行い、IR 委員会にその結果を報告している。

また、内部質保証のための情報収集として、各委員会においても本学の現状や学生からの要望、本学に対する社会的な期待、要請等を把握するために、下表のようなアンケートを実施している。これらの結果に基づき、本学の教育内容や方法の改善を図り、教育の質向上に努めている。

本学で実施しているアンケート調査

名称	担当	時期	対象	回答方法
情報リテラシー試験	ICT 委員会	4 月	新入生	Web 方式
授業改善のための学生アンケート	FD・SD 委員会	7・12 月	全学生	Web 方式
授業担当教員による自己点検・評価報告書	FD・SD 委員会	5・12 月	教員	Web 方式
授業見学	FD・SD 委員会	前期・後期	教員	Web 方式
オープンキャンパスアンケート	入試広報課	年 8 回	参加者	用紙
学生満足度アンケート	学生支援委員会	12 月	全学生	Web 方式
実習振り返りアンケート	実習委員会	10 月	対象学生	Web 方式
実習先へのアンケート	実習委員会	随時	実習校	用紙

ICT 委員会が行っている「情報リテラシー試験」では、入学時点における情報に関する知識や情報の適切な活用方法について学生の理解度を測り、その結果を踏まえ、1 年次後期科目「情報活用法」(卒業必修科目)において、情報の適切な扱い方や情報モラル等に関する知識や実践力の深化を図っている。

FD・SD 委員会が行っている「授業改善のための学生アンケート」では、学期ごとに全授業を対象として実施し、①学生自身の授業への取り組み、②授業の内容・方法、③全体的な印象の 3つの区分に分け、調査を行っている。この結果は教員にフィードバックし、授業担当教員は、アンケート結果を受けて、総括を行い、今後の授業に役立てるべくアンケートを実施した科目について、「授業担当教員による自己点検・評価報告書」を作成している。この報告書を作成することにより、客観的に見つめることができ、教育課程や教育内容の見直しの判断材料となっている。

また、授業見学では教員が相互に授業を見学し、見学者に対して授業見学報告書の作成を依頼し、提出された報告書は、授業担当教員にフィードバックしており、見学後は授業担当教員と参加者の間で、授業に関する質疑や意見交換を行うなど、相互に授業の改善・



向上を図っている。

「オープンキャンパスアンケート」ではオープンキャンパス来場者に対し、当日のプログラムに対する評価や本学に期待する学びなどについて調査を行っている。この結果は学生募集委員会で共有し、オープンキャンパスをはじめとする広報活動の実施方法の検討に役立てている。また、その内容によっては入試委員会でも情報共有を図っている。

実習委員会が実施している「実習振り返りアンケート」は教育実習・保育実習を終えた全学生を対象として行っている。内容は実習前に準備した方が良いこと、実習中の取り組み、本学の教職課程についてさらに充実した方が良いことなどである。「実習先へのアンケート」も実習委員会が主体となって実施しており、本学学生の実習の受け入れを依頼した実習先に本学学生や本学の教育に対する要望等をヒアリングしている。

本学は教育学部教育学科の1学部1学科であり、教職課程は本学の教育の要となる部分である。しかし、本学は大学設置から完成年度の令和3（2021）年度までは学年進行中であり、教育課程を変更することができなかつたため、その間に浮き彫りとなった様々な課題については、今後一つずつ解決を図っていくこととなる。そのため、このアンケート結果は実習委員会で共有すると共に実習指導担当教員にもフィードバックし、学生の学修成果を把握した上で、教育内容や方法が適切であるか、各教員が検討を行い、授業改善を通して教育の質保証に努めている。

以上のように、本学は自己点検・評価委員会、FD・SD委員会、IR委員会、情報収集・分析専門委員会を中心としながら、全学的にデータの収集、分析を行っており、その結果は最終的に教授会において報告・情報共有がなされている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 資料 6-2-1 「令和5年度第1回自己点検・評価委員会議事要旨」
- 資料 6-2-2 「令和5年度情報リテラシー試験」
- 資料 6-2-3 「育英大学 IR 委員会規則」
- 資料 6-2-4 「育英大学情報収集・分析専門委員会内規」
- 資料 6-2-5 「育英大学実習委員会規則」
- 資料 6-2-6 「育英大学ホームページ(自己点検・評価報告書)」

#### (3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

自己評価・点検を実施することにより、本学が置かれている状況や課題を客観的に見つけることが可能となり、それらを踏まえ、課題改善に向けた方策を検討、実行する機会を得ている。例えば、大学設置の完成年度を迎えた令和4（2022）年度には上記の表に示したアンケート調査の結果を踏まえ、学生にとって最良の4年間となるよう、教育課程の見直しを行った。

また、現在も令和7（2025）年度に向け、更なる教育の充実や学修者本意の大学教育の実現を図るべく、カリキュラム改訂の検討を行っている。この背景として、本学が所在する群馬県では小学校教諭と中学校教諭の2つの免許状を保有している教員が求められていること、また、中央教育審議会の答申『令和の日本型学校教育』が示すように専門性の高い教員の養成が急務であることが挙げられる。このように、高等教育機関として、さらには

教員養成機関としての使命を果たせるよう、本学の現状を十分に精査した上で、今後も国や地域社会からの要望、要請についても情報を収集し、教育の質向上に努めていく予定である。

一方、開学から7年目を迎え、その間に約270名の卒業生を輩出しており、社会、特に地域社会との結びつきは年々強まっている。しかし、現時点では卒業生の就職先へのアンケートは実施しておらず、教育実習受入校へのアンケート調査も実施後の検証が十分になされているとは言い難い。そのため、今後は学内のみならず、外部からの意見や要望についても集約、分析し、高等教育機関として社会的使命を受け止め、内部質保証の向上に努めていく。また、PDCAサイクルの仕組みに基づいて自己点検を重ね、それらを踏まえ、中期計画の達成状況を確認し、必要に応じて策を講じていく。

### **6-3 内部質保証の機能性**

#### **6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性**

##### **(1) 6-3の自己判定**

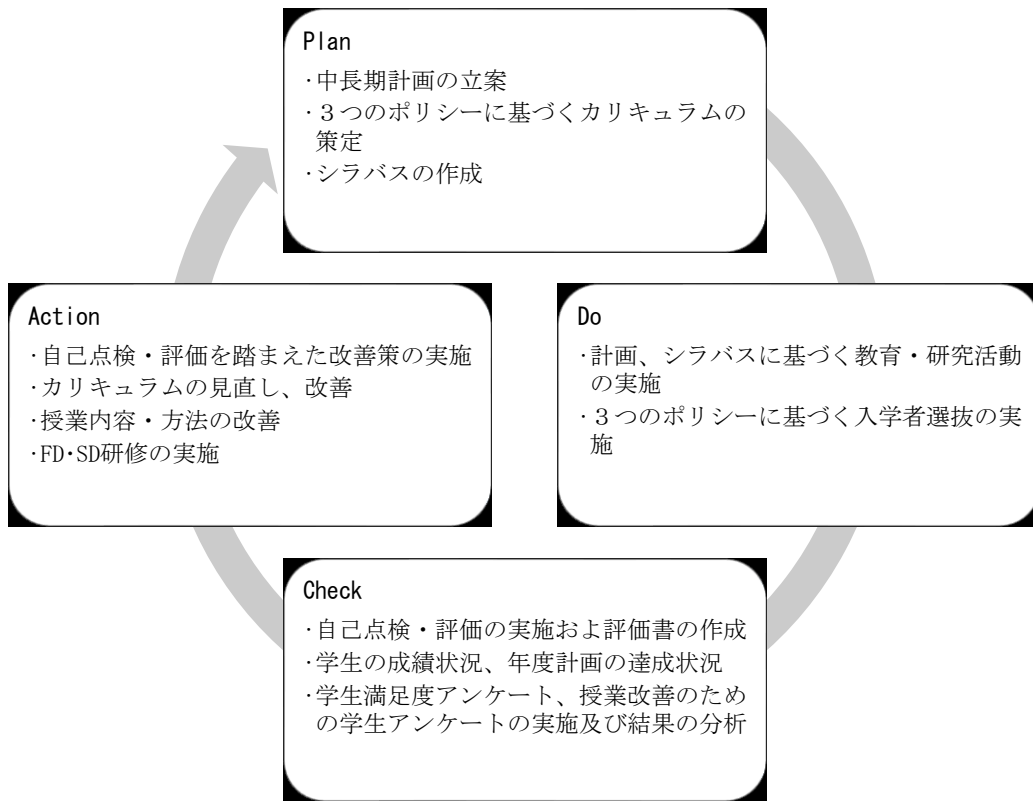
「基準項目6-3を満たしている。」

##### **(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性**

本学における内部質保証のためのPDCAサイクルの仕組みを図式化すると、次のようなものとなる。

内部質保証のための PDCA サイクル



本学では上の図に示した通り内部質保証のための PDCA サイクルを確立しており、これに基づき、平成 31 (2019) 年度には『学校法人群馬育英学園第 1 次中期計画 (2019 年 4 月～2022 年 3 月)』を策定した。本学 (大学) としての取り組みは (1) 教育の質向上、(2) 研究の質の向上、(3) 学生募集活動計画、(4) 学生支援活動、(5) 高大連携・地域社会党との連携、(6) 教育環境整備、(7) 業務運営及び財務内容の改善、以上 7 項目から具体的な方策を定め、これに沿って学園、育英大学、育英短期大学、前橋育英高等学校が一丸となり、施策を順次実行した。

また、第 1 次中期計画の PDCA サイクルを機能させ、学園全体の持続性ある経営に向け、「更なる発展のために」と銘打ち、『学校法人群馬育英学園第 2 次中期計画 (2022 年 4 月～2027 年 3 月)』を策定し、令和 4 (2022) 年 4 月より取り組みをスタートした。大学は令和 3 (2021) 年度末で大学設置の完成年度を迎え、その間にはいわゆる「2018 年問題」に直面し、少子化にますます拍車がかかり、厳しい時代を迎えている。そのため、第 2 次中期計画は第 1 次の内容を踏まえつつも、教育の質の向上、学生支援や就職支援の充実、さらにはガバナンスの強化を図り、より社会の要請に対応し、「選ばれる大学」となれるよう、全 8 項目に及ぶ計画の策定を行った。

これらは現在、履行の最中であり、令和 6 (2024) 年 3 月には新たな目標に向け、第 2 次中期計画の一部に修正を加える変更をした。

以上のように、本学は「公正、純真、奉仕、友愛」の建学の精神に則り、三つのポリシーに基づいて入学者の選抜・受け入れ、教育の実施を行い、社会が求める人材を輩出できるよう、時代の変化やニーズも踏まえながら計画を見直し、改善に努めている。それらは全

てPDCAサイクルの仕組みに基づいて自己の取り組みを客観的に評価しており、全学的な取組によって内部質保証を継続的に実現することを可能としている。

**【エビデンス集（資料編）】**

資料 6-3-1 「学校法人群馬育英学園第1次中期計画」

資料 6-3-2 「学校法人群馬育英学園第2次中期計画」

資料 6-3-3 「学校法人群馬育英学園 第2次中期計画【令和5年度修正版】」

**(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）**

「平成30年度育英大学自己点検評価書」の公表には、本学の開学年であったため、公表までおよそ2年を要したが、その後は自己点検・評価委員会の業務遂行により、「自己点検評価書」を当該年度の終了後6か月から9か月で公表できる体制を構築することができている。

今後は、三つのポリシーを起点とした教育の質保証のための活動を整備し、その結果に基づく教育の改善向上を図るとともに、『学校法人群馬育英学園第2次中期計画（2022年4月～2027年3月）第2次中期計画』に基づく大学運営の改善・向上のための質保証の仕組みをより一層充実させていく。特に、C（Check）については改善の余地があり、チェックシートを導入し、学修成果の可視化を図るなど、自己点検の結果について経年でその変化を捉えられるような工夫を図っていく。加えて、学内の意思決定を支える仕組みとしてIR機能の整備を行い、本学の理念や目的を生かした教育体制を構築していく。

**【基準6の自己評価】**

本学では、毎年自己点検・評価を実施することが学則第2条に明記されており、これに従って開学初年度の平成30(2018)年度に関する自己点検・評価報告書を令和2(2020)年5月にまとめ、学長に報告し、学内外に公表した。令和元(2019)年度は令和2(2020)年11月に、令和2(2020)年度は令和3(2021)年12月に、令和3(2021)年度は令和4(2022)年12月に、令和4(2022)年度は令和5(2023)年9月にまとめ、学長、運営会議、教授会に報告し、ホームページにより学内外に公表した。

今後も当該年度の前年度の自己点検評価書を毎年公表し、大学の使命・目的に即して適切に運営が行われているかについて自主的な自己点検・評価を実施することによって本学の現状と課題の検証を行い、運営業務の改善を行っていく。

また、令和4(2022)年3月には、本学園の第2次中期計画（2022年4月～2027年3月）を策定し、令和6(2024)年3月には新たな目標に向け、第2次中期計画の一部に修正を加える変更をしており、これに基づいて業務の改善が年度ごとに進んでいるか否かを自己点検・評価を通して検証し、今後の業務改善に活かしていく。

大学を取り巻く環境が厳しさを増していく中で、大学運営の改善・改革を加速して行くには、大学内部の質向上が不可欠であり、そのためにPDCAサイクルをベースにした自己点検・評価を継続していく。

以上のことから、本学の現状は、「基準6内部質保証」を満たしていると評価できる。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域連携の取組

##### A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

##### A-1-① 包括連携協定

##### A-1-② 地域連携活動の取組

###### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 包括連携協定

本学は、開学当初から地元周辺の自治体と様々な交流を行えるように地域連携を強化してきた。令和元(2019)年12月17日に、高崎市教育委員会と相互に連携協力し、教育委員会と大学が有する資源や機能等を効果的に活用することにより、地域教育の充実と発展に寄与する人材の育成を図ることを目的として「高崎市教育委員会と育英大学との連携協力に関する覚書」を締結した。

令和5年(2023)年2月27日には、伊勢崎市教育委員会と伊勢崎市立学校への教育活動支援を通じて相互に連携協力し、将来の地域社会を担う国際的視野に立った人材育成を図るため「伊勢崎市教育委員会と育英大学との伊勢崎市立学校の教育活動への支援に関する覚書」を締結した。

令和6(2024)年2月1日には、群馬県教育委員会と県及び各自治体の教育委員会と大学が有する資源や機能等を効果的に活用することにより、地域教育の充実と発展に寄与する人材の育成を図るため「群馬県教育委員会と育英大学との連携協力に関する覚書」を締結した。

また、自治体に加え、民間企業との交流を図れるように令和2(2020)11月5日には、株式会社エムダブルエス日高と「育英大学、育英短期大学及び株式会社エムダブルエス日高との相互による連携協力に関する協定書」を締結した。

##### A-1-② 地域連携活動の取組

##### 前橋市教育委員会、伊勢崎市教育委員会、玉村町教育委員会及び高崎市との連携

各自治体の教育委員会と連携し、1年次「教職体験実習」を履修したスポーツ教育専攻の学生が、各自治体の中学校の部活動や体育的行事、又は小学校のスポーツテストや水泳指導補助などの体育的行事に参加し、貢献している。具体的には年度の始まりに教育委員会により各学校が必要とする学校行事が集約され、それらの報告を受け、学生の希望に応じて各学校の行事等に協力をしている。

同様に1年次「教職体験実習」を履修した児童教育専攻の学生及び3年次「授業観察演習」を履修した学生は、大学周辺の小学校に5日間の学習支援活動に参加し、貢献している。具体的には、大学周辺の前橋市の小学校に6月から7月及び10月から12月の2か月間に、1週間当たり3～4名の学生が各学級に配属され、学習支援等で協力をしている。

また、授業科目以外においても、学習支援ボランティアを集い、9月及び2～3月の長期休暇を利用して、小学校の学習支援に協力をしている。どの活動においても、小中学校の先生及び管理職の方から評価され、地域の小中学校、学校現場の課題解決の一助を担っている。今後も、学習支援が可能な行事や小中学校を増やし、継続的に行う予定である。

高崎市商工観光部産業政策課が主催し、高崎市内私立大学・短期大学が共催している「市内私立大学・短期大学連携事例発表会」では、地域経済の活性化や地域産業の振興に貢献することを目的として、各大学の学生が地域貢献活動や新たなビジネスアイデアの展開を研究・発表しており、本学からは短大と合わせ4チームが毎年参加している。

### 公開講座等による社会貢献

令和5(2023)年度において、地域貢献事業として本学教員による公開講座、又は体験授業を開催している。公開講座では、本学教員に加え、本学の学生が活動の補助や支援に加わり、「チャレンジ 運動遊び ～苦手な運動に、楽しく遊びながら挑戦してみよう～」、「オリンピックと触れ合おう!! ～オリンピック競技であるレスリングを体験してみよう!～」を開催し、小学生を中心にたくさんの児童が参加し、運動への苦手意識を払拭できるような活動を体験したり、レスリングを通して体力の向上に加え、バランス感覚や柔軟性の向上を学んだりして、子供たちだけでなくその保護者からも地域の子供たちのためによい活動であったと評価を得ている。

また、体験授業では、県内の5つの高校において、本学教員の専門領域に関する出前授業を行い、地元の高校生の大学の授業を学ぶ機会や経験となり、貢献している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 資料 A-1-1 「高崎市教育委員会と育英大学との連携協力に関する覚書」
- 資料 A-1-2 「伊勢崎市教育委員会と育英大学との伊勢崎市立学校の教育活動への支援に関する覚書」
- 資料 A-1-3 「群馬県教育委員会と育英大学との連携協力に関する覚書」
- 資料 A-1-4 「育英大学、育英短期大学及び株式会社エムダブルエス日高との相互による連携協力に関する協定書」
- 資料 A-1-5 「令和5年度 育英大学・育英短期大学公開講座  
～ぐんま県民カレッジ連携講座～第5回チャレンジ 運動遊び」
- 資料 A-1-6 「令和5年度 育英大学・育英短期大学公開講座  
～ぐんま県民カレッジ連携講座～第2回オリンピックと触れ合おう!!」
- 資料 A-1-7 「市内私立大学・短期大学連携事例発表会案内」

### (3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

これまでに各自治体の教育委員会と連携して学習支援等に協力をしてきた。今後もこれらの各教育委員会と積極的に情報交換を行い、各教育委員会の要望等に対し可能な限り早期に対応する仕組みを整えていくよう努める。また、学習支援等にはすでに多くの学生が参加しているが、さらに、積極的に参加できるように学生からの要望や学習支援の意義等の周知を図れるよう努めたいと考える。

地域貢献事業の公開講座においても、小学生を対象とした「レスリング教室」「夏休みのポスター作り」、「音楽遊び」、「ボール投げ遊び」等、大学生の支援を踏まえた地域に貢献可能な公開講座を継続的に開催していく予定であり、「市内私立大学・短期大学連携事例発表会」にも参加を継続している予定である。

また、これまで、民間企業の株式会社エムダブルエス日高との連携では、イベントのeスポーツに社会人部門で協力していたが、今後はインターンシップ等での連携についても協議していく予定である。

## V. 特記事項

### 1. スポーツ活動

本学は平成 30（2018）年度の開学時より、レスリング部、陸上部、女子バレーボール部を強化指定クラブとし、令和 6（2024）年度よりサッカー部を新たに指定し、その活動を全学的に支援している。

レスリング部では、令和 3（2021）年 9 月の世界選手権で女子 1 名が優勝し、翌年 9 月の世界選手権では女子 3 名がそれぞれ優勝、準優勝、3 位となった。令和 5（2023）年 9 月の世界選手権では、女子 2 名が優勝、準優勝となり、今年 8 月のパリオリンピックに出場予定である。その他 U20 やアジア大会でも男女の選手が優勝や上位入賞を果たしており、創部から数年でめざましい快挙を成し遂げている。

陸上部の駅伝では、チームとして箱根駅伝の出場を目指して日々練習に励んでおり、成果として、令和 2（2022）年 1 月の箱根駅伝に学連選抜として出場、令和 4（2022）年 1 月の箱根駅伝にも学連選抜として出場、翌年の令和 5（2023）年 1 月の箱根駅伝では学連選抜として出場し、1 区をゴール近くまで独走を続け、沿道応援者や視聴者を驚かせた。

女子バレーボール部は、群馬県内大学選手権では優勝、関東大学リーグ戦で上位入賞を果たしている。

### 2. 教員養成プロジェクト

本学はスポーツの推進を図るとともに、同時に教育学部の使命として、教員養成にも力を注いでおり、教員採用試験の対策に特化した教職サークルという学生サークルある。このサークルは教員採用試験を熟知した教員が中心となり、授業開講期間の空き時間や長期休暇を利用して、サークル構成員の学生に一般・教職教養や小論文、面接、模擬授業等の対策を行っている。教職サークルには上述の強化指定クラブに所属する学生も多数在籍しており、文武両道に励んだ結果、令和 5（2023）年度は群馬県や京都府、長崎県など、学生の出身地の教員採用試験に合格し、この春より教員として教壇に立っている。

### 3. スポーツを強みとした教員養成

現在、小学校では教科担任制の導入が進められており、文部科学省では優先的に専科指導の対象とすべき教科（対象教科）として、外国語、理科、算数、体育を挙げている。

本学はスポーツ教育専攻をもち、かつ、強化指定クラブをはじめとする様々な運動部が活動を行っており、国が進める専門性をもった教員の養成という点で、スポーツを強みとした教員養成に大きく寄与することが可能であるため、令和 6（2024）年度よりスポーツ教育専攻の定員をそれまでの 50 名から 100 名に増やし、また、地域の公立学校等でのボランティア活動等の機会をこれまで以上に設け、専門性の高い体育科教員の輩出に努めている。



## VI. 法令等の遵守状況

## 学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第83条	○	学則第1条(目的)に定めている。	1-1
第85条	○	学則第4条(学部・学科及び学生定員)に定めている。	1-2
第87条	○	学則第5条(修行年限及び在学期間)に定めている。	3-1
第88条	○	学則第6条(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)に定めている。	3-1
第89条	—	該当なし	3-1
第90条	○	学則第29条(入学資格)に定めている。	2-1
第92条	○	学則第53条(職員)に定めている。	3-2 4-1 4-2
第93条	○	学則第55条(教授会)、教授会規則第3条(審議事項)に定めている。	4-1
第104条	○	学則第27条(学位授与)、学位規則に定めている。	3-1
第105条	○	学則第56条(特別課程)に定めている。	3-1
第108条	—	該当なし。	2-1
第109条	○	学則第2条(自己点検評価)に定めている。	6-2
第113条	○	学則第2条(自己点検評価)に定めている。 ホームページの「教員紹介」の「主な研究業績」を掲載している。	3-2
第114条	○	学則第53条(職員)及び第54条(職員の職務)に定めている。	4-1 4-3
第122条	○	学則第32条(編入学)に定めている。	2-1
第132条	○	学則第32条(編入学)に定めている。	2-1

## 学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第4条	○	<p>一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日(以下「休業日」という。)に関する事項 学則第15条(修業年限及び在学期間)、学則第7条(学年)、学則第9条(休業日)に定めている。</p> <p>二 部科及び課程の組織に関する事項 学則第3条(学部、学科及び学生定員)に定めている。</p> <p>三 教育課程及び授業日時数に関する事項 学則第11条(授業方法、開設授業科目及び単位数等)、学則第10条(授業期間)に定めている。</p> <p>四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 学則第22条(認定)、学則第26条(卒業の認定)、学則第27条(学位授与)に定めている。</p> <p>五 収容定員及び職員組織に関する事項 学則第3条(学部、学科及び学生定員)、学則第53条(職員)に定めている。</p> <p>六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 学則第28条(入学の時期)、学則第29条(入学資格)、学則第30条(入学の出願)、学則第31条(入学者の選考及び入学手続き)、学則第35条(入学許可)、学則第32条(編入学)、学則第33条(再入学)、学則第34条(転入学)、学則第37条(退学)、学則第40条(休学)、学則第26条(卒業の認定)に定めている。</p>	3-1 3-2

育英大学

		<p>七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項 学則第 50 条（入学検定料、入学金及び授業料）、学則第 51 条（その他の費用）、学則第 52 条（授業料等の納入金の不還付）に定めている。</p> <p>八 賞罰に関する事項 学則第 60 条（表彰）、第 61 条（懲戒）に定めている。</p> <p>九 寄宿舎に関する事項 該当なし</p>	
第 24 条	○	学生の履修科目、成績、健康診断の記録を管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 61 条（懲戒）、学生の懲戒等に関する規則に定めている。	4-1
第 28 条	○	学校において備えなければならない表簿は、文書管理規程により、関係部局で厳正に定めている。	3-2
第 143 条	—	該当なし。	4-1
第 146 条	○	学則第 5 条（修業年限及び在学期間）に定めている。	3-1
第 147 条	—	該当なし。	3-1
第 148 条	—	該当なし。	3-1
第 149 条	—	該当なし。	3-1
第 150 条	○	学則第 29 条（入学資格）に定めている。	2-1
第 151 条	—	該当なし。	2-1
第 152 条	—	該当なし。	2-1
第 153 条	—	該当なし。	2-1
第 154 条	—	該当なし。	2-1
第 161 条	○	学則第 32 条（編入学）、第 33 条（再入学）、第 34 条（転入学）に定めている。	2-1
第 162 条	—	該当なし。	2-1
第 163 条	○	学則第 7 条（学年）、学則第 8 条（学期）、学則第 28 条（入学の時期）、学則第 26 条（卒業の認定）に定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 164 条	—	該当なし。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条（自己点検評価）、自己点検・評価委員会規則に定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	ホームページに「情報公開」のページを設け、教育研究活動等の情報を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 27 条（学位授与）に定められている。	3-1
第 178 条	○	学則第 5 条、学則第 32 条（編入学）に定められている。	2-1
第 186 条	○	学則第 5 条、学則第 32 条（編入学）に定められている。	2-1

## 大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	学則第1条(目的)に定めている。	6-2 6-3
第2条	○	学則第1条(目的)に定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	学則第31条(入学者の選考及び入学手続き)並びに入試委員会において適切な体制を整えている。	2-1
第3条	○	学則第4条(学部、学科及び学生定員)に学部、学科の入学定員及び収容定員を定め、大学設置基準に定める教員組織、教員数を満たしている。	1-2
第4条	○	学則第4条(学部、学科及び学生定員)に定めている。	1-2
第5条	—	該当なし。	1-2
第6条	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	学則第53条(職員)に定め、大学設置基準に定める教員組織、教員数を満たしている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	主要授業科目は、原則として専任教員が担当している。	3-2 4-2
第9条	—	該当なし。	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	専任教員数は、大学設置基準に定める基準を満たしている。	3-2 4-2
第11条	○	FD・SD委員会規則に定めている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	学長は大学設置基準で定められている要件を満たしており、学長選考規程に定めている。	4-1
第13条	○	「育英大学及び育英短期大学教育職員の採用・昇任する規程」、育英大学教員審査規則」に定められている。	3-2 4-2
第14条	○	「育英大学及び育英短期大学教育職員の採用・昇任する規程」、育英大学教員審査規則」に定められている。	3-2 4-2
第15条	○	「育英大学及び育英短期大学教育職員の採用・昇任する規程」、育英大学教員審査規則」に定められている。	3-2 4-2
第16条	○	「育英大学及び育英短期大学教育職員の採用・昇任する規程」、育英大学教員審査規則」に定められている。	3-2 4-2
第17条	○	「育英大学及び育英短期大学教育職員の採用・昇任する規程」、育英大学教員審査規則」に定められている。	3-2 4-2
第18条	○	学則第4条(学部、学科及び学生定員)に定められている。	2-1
第19条	○	カリキュラム・ポリシーを専攻毎に定め、これに沿って体系的に教育課程を編成し、学則第11条(授業方法)に定めている。	3-2
第19条の2	—	該当なし。	3-2
第20条	○	学則第11条第2項(授業方法)に定めている。	3-2
第21条	○	学則第23条(単位の計算方法)に定めている。	3-1
第22条	○	学則第10条(授業期間)に定めている。	3-2
第23条	○	学則第8条(学期)、学則23条(単位の計算方法)に定められている。	3-2

育英大学

第24条	○	教育効果を考慮し、適切な人数で授業を行っている。	2-5
第25条	○	学則第11条（授業方法、開設授業科目及び単位数等）に定められている。	2-2 3-2
第25条の2	○	学則第23条（単位の計算方法）に基づき、授業は、講義、演習、実験、実習、実技により行っている。	3-1
第26条	—	該当なし。	3-2
第27条	○	学則第14条第2項（単位の修得の認定）、学則第22条（認定）に定めている。	3-1
第27条の2	○	学則第13条第3項（科目の登録）、履修規則第6条（履修科目の登録の条件）に定めている。	3-2
第27条の3	—	該当なし。	3-1
第28条	○	学則第16条（他の大学等における修得単位の認定）に定めている。	3-1
第29条	○	学則第16条（他の大学等における修得単位の認定）に定めている。	3-1
第30条	○	学則第17条（入学前の既修得単位等の認定）に定めている。	3-1
第30条の2	○	学則第18条（長期にわたる履修）に定めている。	3-2
第31条	○	学則第44条（科目等履修生）に定めている。	3-1 3-2
第32条	○	学則第24条（卒業の要件）に定めている。	3-1
第33条	—	該当なし。	3-1
第34条	○	教育にふさわしい環境を整え、学生が休息に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第35条	○	運動場、体育施設等を設けている。	2-5
第36条	○	教室、研究室、図書館、医務室、事務室等の施設を備えた校舎を有している。	2-5
第37条	○	校地面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第37条の2	○	校舎面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第38条	○	図書館運営委員会規則に基づき、教育研究上必要な図書及び資料を備えている。	2-5
第39条	—	該当なし。	2-5
第39条の2	—	該当なし。	2-5
第40条	○	教員数及び学生数に応じて必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第40条の2	—	該当なし。	2-5
第40条の3	○	毎年度、教育研究費を予算化し、教育研究にふさわしい環境を備えている。	2-5 4-4
第40条の4	○	大学、学部及び学科の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第41条	—	該当なし。	3-2
第42条	—	該当なし。	1-2
第42条の2	—	該当なし。	2-1
第42条の3	—	該当なし。	4-2
第42条の4	—	該当なし。	3-2
第42条の5	—	該当なし。	4-1
第42条の6	—	該当なし。	3-2
第42条の7	—	該当なし。	2-5
第42条の8	—	該当なし。	3-1
第42条の9	—	該当なし。	3-1
第42条の10	—	該当なし。	2-5
第43条	—	該当なし。	3-2
第44条	—	該当なし。	3-1
第45条	—	該当なし。	3-1

育英大学

第 46 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。	2-5
第 48 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。	4-2
第 58 条	—	該当なし。	1-2
第 59 条	—	該当なし。	2-5
第 61 条	—	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 27 条（学位授与）に定められている。	3-1
第 10 条	○	学則第 27 条（学位授与）に定められている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 13 条	—	該当なし。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学則第 1 条(目的)、第 2 条(自己点検評価)、寄附行為第 3 条(目的)に定めている。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為第 44 条(役員報酬)に定めている。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 40 条(財産目録の備付け及び閲覧)に定めている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条(役員)に定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 3 章(役員及び理事会)に学校法人と役員との関係を明記している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 6 条(理事会)に定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 8 条(理事長の職務)、第 10 条(理事長の職務の代理又は代行。及び第 15 条(監事の選任及び職務)に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 12 条(理事の選任)、第 15 条(監事の選任及び職務)及び第 17 条(役員限定)に定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 15 条(監事の選任及び職務)に定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 18 条(役員補充)に定められている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 20 条(評議員会)に定められている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 22 条(諮問事項)に定められている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 23 条(評議員会の意見具申等)に定められている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 24 条(評議員の選任)に定められている。	5-3
第 44 条の 2	○	役員賠償責任保険契約により対応(令和 6 年 3 月理事会決議)	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員賠償責任保険契約により対応(令和 6 年 3 月理事会決議)	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員賠償責任保険契約により対応(令和 6 年 3 月理事会決議)	5-2 5-3

育英大学

第44条の5	○	役員賠償責任保険契約により対応(令和6年3月理事会決議)	5-2 5-3
第45条	○	寄附行為第48条(寄附行為の変更)に定められている。	5-1
第45条の2	○	寄附行為第37条(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)に定められている。	1-2 5-4 6-3
第46条	○	寄附行為第39条(決算及び実績の報告)に定められている。	5-3
第47条	○	寄附行為第40条(財産目録の備付け及び閲覧)に定められている。	5-1
第48条	○	寄附行為第44条(役員の報酬)に定められている。	5-2 5-3
第49条	○	寄附行為第42条(会計年度)に定められている	5-1
第63条の2	○	寄附行為第43条(情報の公表)に定められている。	5-1

学校教育法(大学院関係)「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第99条			1-1
第100条			1-2
第102条			2-1

学校教育法施行規則(大学院関係)「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第155条			2-1
第156条			2-1
第157条			2-1
第158条			2-1
第159条			2-1
第160条			2-1

大学院設置基準「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条			6-2 6-3
第1条の2			1-1 1-2
第1条の3			2-1
第2条			1-2
第2条の2			1-2
第3条			1-2
第4条			1-2
第5条			1-2
第6条			1-2
第7条			1-2
第7条の2			1-2

育英大学

			3-2 4-2
第7条の3			1-2 3-2 4-2
第8条			2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条			3-2 4-2
第9条の3			3-2 3-3 4-2 4-3
第10条			2-1
第11条			3-2
第12条			2-2 3-2
第13条			2-2 3-2
第14条			3-2
第14条の2			3-1
第15条			2-2 2-5 3-1 3-2
第16条			3-1
第17条			3-1
第19条			2-5
第20条			2-5
第21条			2-5
第22条			2-5
第22条の2			2-5
第22条の3			2-5 4-4
第22条の4			1-1
第23条			1-1 1-2
第24条			2-5
第25条			3-2
第26条			3-2
第27条			3-2 4-2
第28条			2-2 3-1 3-2
第29条			2-5
第30条			2-2 3-2

育英大学

第30条の2			3-2
第31条			3-2
第32条			3-1
第33条			3-1
第34条			2-5
第34条の2			3-2
第34条の3			4-2
第42条			2-3
第43条			2-4
第45条			1-2
第46条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2 4-2
第5条			3-2 4-2
第5条の2			3-2 3-3 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2
第12条			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2



第19条			2-1
第20条			2-1
第21条			3-1
第22条			3-1
第23条			3-1
第24条			3-1
第25条			3-1
第26条			1-2 3-1 3-2
第27条			3-1
第28条			3-1
第29条			3-1
第30条			3-1
第31条			3-2
第32条			3-2
第33条			3-1
第34条			3-1
第42条			6-2 6-3

## 学位規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第3条			3-1
第4条			3-1
第5条			3-1
第12条			3-1

## 大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2

## 育英大学

第13条			6-2 6-3
------	--	--	------------

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## VII. エビデンス集一覧

## エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	該当なし
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人群馬育英学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	育英大学 CAMPUS GUIDE 2024	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	育英大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2024 年度 育英大学 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	令和 6 年度 育英大学学生必携	
【資料 F-6】	事業計画書	
	①学校法人群馬育英学園第 1 次中期計画 2019 年 4 月～2022 年 3 月（3 か年計画）	
	②学校法人群馬育英学園第 2 次中期計画 令和 4（2022）年 4 月～令和 9（2027）年 3 月（5 か年計画）	
	③学校法人群馬育英学園第 2 次中期計画【令和 5 年度修正版】 令和 4（2022）年 4 月～令和 9（2027）年 3 月（5 か年計画）	
	④令和 6 年度育英大学及び育英短期大学の事業計画（重点事項）	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5 年度育英大学及び育英短期大学の事業報告（主要事項）	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	育英大学ウェブサイト（交通アクセス）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	令和 6 年度 規程集（目次）及び規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	①令和 5 年度 学校法人群馬育英学園 役員・評議員名簿、	
	②理事会の開催状況（令和 3 年度～令和 5 年度）、 ③評議員会の開催状況（令和 3 年度～令和 5 年度）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	①令和元年度～令和 5 年度の計算書類、 ②令和元年度～令和 5 年度の監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	①令和 6 年度 育英大学学生必携、②令和 6 年度シラバス	①は【資料 F-5】に同じ
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	教育学部の 3 つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

## 基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	育英大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-2】	育英大学ホームページ(建学の精神) <a href="https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/spirit/">https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/spirit/</a>	
【資料 1-1-3】	令和 6 年度 育英大学学生必携	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-4】	育英大学 CAMPUS GUIDE 2024	【資料 F-2】に同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	育英大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-2-2】	育英大学ホームページ(育英大学の特長) <a href="https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/3minutes/">https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/3minutes/</a>	
【資料 1-2-3】	令和 6 年度 育英大学学生必携	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-2-4】	育英大学 CAMPUS GUIDE 2024	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-2-5】	育英大学・育英短期大学運営会議規則	
【資料 1-2-6】	令和 5 年度 第 10 回運営会議(大学・短大)議事要旨	
【資料 1-2-7】	令和 6 年度 育英大学及び育英短期大学の事業計画	【資料 F-6④】に同じ
【資料 1-2-8】	令和 6 年度 第 1 回運営会議(大学・短大)議事要旨	
【資料 1-2-9】	令和 5 年度 育英大学及び育英短期大学の事業報告	【資料 F-7】に同じ
【資料 1-2-10】	学校法人群馬育英学園第 2 次中期計画	【資料 F-6②】に同じ
【資料 1-2-11】	学校法人群馬育英学園第 2 次中期計画 【令和 5 年度修正版】	【資料 F-6③】に同じ
【資料 1-2-12】	2024 年度 育英大学学生募集要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 1-2-13】	育英大学運営会議規則	
【資料 1-2-14】	育英大学教授会規則	
【資料 1-2-15】	育英大学学科専攻会議規則	

## 基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	育英大学ホームページ(3つのポリシー) <a href="https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/policy/">https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/policy/</a>	
【資料 2-1-2】	令和 6 年度 育英大学学生必携	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-1-3】	育英大学 CAMPUS GUIDE 2024	【資料 F-2】に同じ
【資料 2-1-4】	2024 年度 育英大学学生募集要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-5】	育英大学入試委員会規則	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 5 年度 オリエンテーション実施計画	
【資料 2-2-2】	令和 5 年度 ゼミ担任一覧	

## 育英大学

【資料 2-2-3】	令和 5 年度 専攻別の退学者の推移（過去 1 年間）	
【資料 2-2-4】	令和 5 年度 オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-5】	令和 6 年度 育英大学学生必携 （学生用 学務 Web システムマニュアル）	
【資料 2-2-6】	育英大学 GPA に関する規則	
【資料 2-2-7】	育英大学及び育英短期大学の奨学金支給規則	
【資料 2-2-8】	令和 5 年度育英大学成績優秀奨学生選考名簿	
【資料 2-2-9】	育英大学 FD・SD 委員会規則	
【資料 2-2-10】	令和 5 年度 授業改善のための学生アンケート	
【資料 2-2-11】	令和 5 年度 授業担当教員による自己点検・評価報告書	
【資料 2-2-12】	令和 5 年度 授業改善のための学生アンケート集計結果	
【資料 2-2-13】	育英大学及び育英短期大学の障害学生修学支援実施要項	
<b>2-3. キャリア支援</b>		
【資料 2-3-1】	令和 6 年度 シラバス	【資料 F-12②】に同じ
【資料 2-3-2】	育英大学 CAMPUS GUIDE 2024	【資料 F-2】に同じ
【資料 2-3-3】	2024 年度キャリアカウンセリング開設予定表	
<b>2-4. 学生サービス</b>		
【資料 2-4-1】	育英大学学生支援委員会規則	
【資料 2-4-2】	育英大学障害学生修学支援委員会規則	
【資料 2-4-3】	育英大学及び育英短期大学の学生納付金の免除等に関する規則	
【資料 2-4-4】	育英大学特別奨学金支給規則	
【資料 2-4-5】	育英大学及び育英短期大学の奨学金支給規則	
【資料 2-4-6】	育英大学及び育英短期大学の卒業予定者奨学金貸与規則	
【資料 2-4-7】	育英大学及び育英短期大学の学内ワークスタディ取扱規則	
【資料 2-4-8】	自然災害による被災学生等の学費減免に関する規則	
【資料 2-4-9】	2023 年度 学生支援委員会議事録	
【資料 2-4-10】	育英大学及び育英短期大学における家計急変による 学生の授業料減免要項	
【資料 2-4-11】	令和 5 年度成績優秀者選考名簿	
【資料 2-4-12】	2023 (R5) 年度 学生相談室の面談方法について	
【資料 2-4-13】	2023 (R5) 年度 意見箱の投稿内容と対応	
【資料 2-4-14】	2023 年度 学生満足度アンケート調査票	
【資料 2-4-15】	2023 年度 育英大学学生満足度アンケート集計結果	
【資料 2-4-16】	2023 (R5) 年度 駐車場収容台数内訳	
【資料 2-4-17】	2023 (R5) 年度 育英大学・学食メニュー価格表	
【資料 2-4-18】	育英大学学生表彰規則	
<b>2-5. 学修環境の整備</b>		
【資料 2-5-1】	令和 5 年度 育英大学時間割表	
<b>2-6. 学生の意見・要望への対応</b>		
【資料 2-6-1】	令和 5 年度 授業改善のための学生アンケート集計結果	【資料 2-2-12】に同じ

## 育英大学

【資料 2-6-2】	令和 5 年度 授業担当教員による自己点検・評価報告書	【資料 2-2-11】に同じ
【資料 2-6-3】	2023 年度 育英大学学生満足度アンケート集計結果	【資料 2-4-15】に同じ
【資料 2-6-4】	2023 (R5) 年度 意見箱の投稿内容と対応	【資料 2-4-13】に同じ

### 基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	令和 6 年度 育英大学学生必携	【資料 F-5】に同じ
【資料 3-1-2】	育英大学ホームページ(授業科目、授業の方法等) <a href="https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/info/class/">https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/info/class/</a>	
【資料 3-1-3】	育英大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-1-4】	育英大学履修規則	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	令和 6 年度 育英大学学生必携	【資料 F-5】に同じ
【資料 3-2-2】	育英大学ホームページ(3つのポリシー) <a href="https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/policy/">https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/policy/</a>	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	令和 6 年度 カリキュラムマップ	
【資料 3-3-2】	令和 6 年度 シラバス	【資料 F-12②】に同じ
【資料 3-3-3】	群馬育英学園ホームページ(授業評価アンケート結果) <a href="https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/info/report/">https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/info/report/</a>	
【資料 3-3-4】	令和 5 年度 授業改善のための学生アンケート	【資料 2-2-10】に同じ
【資料 3-3-5】	令和 5 年度 授業改善のための学生アンケート集計結果	【資料 2-2-12】に同じ
【資料 3-3-6】	令和 5 年度 授業担当教員による自己点検・自己評価報告書	【資料 2-2-11】に同じ
【資料 3-3-7】	授業担当教員による自己点検・自己評価報告書 (様式 2)	
【資料 3-3-8】	令和 5 年度 授業見学実施計画	
【資料 3-3-9】	令和 5 年度 授業見学報告書	

## 基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	育英大学運営会議規則	
【資料 4-1-2】	育英大学・育英短期大学運営会議規則	
【資料 4-1-3】	育英大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 4-1-4】	育英大学教授会規則	
【資料 4-1-5】	群馬育英学園・育英大学・育英短期大学組織図	
【資料 4-1-6】	育英大学及び育英短期大学の学長補佐規則	
【資料 4-1-7】	育英大学副学長選考規則	
【資料 4-1-8】	群馬育英学園の事務組織及び所掌事務分掌に関する規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	育英大学教員審査規則	
【資料 4-2-2】	育英大学人事委員会規則	
【資料 4-2-3】	令和 5 年度第 1 回 FD・SD 委員会（合同）議事要旨	
【資料 4-2-4】	本学の FD・SD 研修の実施状況(過去 3 年)	
【資料 4-2-5】	令和 5 年度 授業改善のための学生アンケートの集計結果	【資料 2-2-12】に同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	育英大学 FD・SD 委員会規則	
【資料 4-3-2】	本学の FD・SD 研修の実施状況(過去 3 年)	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	育英大学及び育英短期大学における教育研究費規則	
【資料 4-4-2】	育英大学及び育英短期大学における教育改革推進奨励規則	
【資料 4-4-3】	本学の FD・SD 研修の実施状況(過去 3 年)	
【資料 4-4-4】	育英大学及び育英短期大学の研究紀要に関する規則	
【資料 4-4-5】	育英大学研究紀要 第 6 号	
【資料 4-4-6】	育英大学教職課程年報 創刊号	
【資料 4-4-7】	育英大学及び育英短期大学における研究活動上の不正行為防止に関する規則	
【資料 4-4-8】	育英大学及び育英短期大学における公的研究費の不正防止に関する規則	
【資料 4-4-9】	個人研究費研究成果報告書	
【資料 4-4-10】	アスリートによる上州地鶏ムネ肉摂取効果検証実施業務委託仕様書	



## 基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	育英大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 5-1-2】	学校法人群馬育英学園 寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-1-3】	群馬育英学園組織規程	
【資料 5-1-4】	群馬育英学園監事監査規程	
【資料 5-1-5】	育英大学・育英短期大学 ガバナンス・コード	
【資料 5-1-6】	学校法人群馬育英学園第1次中期計画	【資料 F-6①】に同じ
【資料 5-1-7】	学校法人群馬育英学園第2次中期計画	【資料 F-6②】に同じ
【資料 5-1-8】	群馬育英学園の事務組織及び所掌事務分掌に関する規程	【資料 4-1-8】に同じ
【資料 5-1-9】	群馬育英学園情報の公開及び開示に関する規程	
【資料 5-1-10】	令和5年度 監査報告書	
【資料 5-1-11】	群馬育英学園内部監査規程	
【資料 5-1-12】	群馬育英学園役員報酬等の支給に関する規程	
【資料 5-1-13】	群馬育英学園就業規則	
【資料 5-1-14】	群馬育英学園ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-15】	群馬育英学園個人情報保護規程	
【資料 5-1-16】	特定個人情報の適正な取り扱いに関する規則	
【資料 5-1-17】	群馬育英学園職員安全衛生管理規程	
【資料 5-1-18】	群馬育英学園育児・介護休業等に関する規程	
【資料 5-1-19】	群馬育英学園公益通報に関する規程	
【資料 5-1-20】	群馬育英学園防火管理規程	
【資料 5-1-21】	群馬育英学園ホームページ(学園の情報) <a href="https://www.ikuei-g.ac.jp/gunmaikuei/info/">https://www.ikuei-g.ac.jp/gunmaikuei/info/</a>	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人群馬育英学園 寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-2-2】	理事会の開催状況(令和3年度～令和5年度)	
【資料 5-2-3】	書面による意思表示書 (ひな形)	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	令和5年度 学校法人群馬育英学園 役員・評議員名簿	【資料 F-10①】に同じ
【資料 5-3-2】	学校法人群馬育英学園 寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-3-3】	群馬育英学園監事監査規程	【資料 5-1-4】に同じ
【資料 5-3-4】	群馬育英学園内部監査規程	【資料 5-1-11】に同じ
【資料 5-3-5】	評議員会の開催状況(令和3年度～令和5年度)	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和5年度計算書類	
【資料 5-4-2】	令和4年度計算書類	

育英大学

【資料 5-4-3】	学校法人群馬育英学園 第1次中期計画	【資料 F-6①】に同じ
【資料 5-4-4】	学校法人群馬育英学園 第2次中期計画	【資料 F-6②】に同じ
【資料 5-4-5】	学校法人群馬育英学園 第2次中期計画【令和5年度修正版】	【資料 F-6③】に同じ
【資料 5-4-6】	第2次中期計画新旧対照表(育英大学)	
【資料 5-4-7】	学校法人群馬育英学園 財務中期計画【令和5年度修正版】	
【資料 5-4-8】	事業活動収支構成表(学園全体・過去5年間)	
【資料 5-4-9】	事業活動収支構成表(大学部門・過去5年間)	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人群馬育英学園 寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-5-2】	群馬育英学園経理規程	
【資料 5-5-3】	学校法人群馬育英学園経理規程取扱要領	
【資料 5-5-4】	群馬育英学園稟議決裁規程	
【資料 5-5-5】	群馬育英学園内部監査規程	【資料 5-1-11】に同じ
【資料 5-5-6】	令和5年度 監査報告書	
【資料 5-5-7】	群馬育英学園監事監査規程	【資料 5-1-4】に同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	育英大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 6-1-2】	育英大学自己点検・評価委員会規則	
【資料 6-1-3】	令和5年度 授業改善のための学生アンケート集計結果	【資料 2-2-12】に同じ
【資料 6-1-4】	2023年度 育英大学学生満足度アンケート集計結果	【資料 2-4-15】に同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和5年度第1回自己点検・評価委員会議事要旨	
【資料 6-2-2】	令和5年度情報リテラシー試験	
【資料 6-2-3】	育英大学 IR 委員会規則	
【資料 6-2-4】	育英大学情報収集・分析専門委員会内規	
【資料 6-2-5】	育英大学実習委員会規則	
【資料 6-2-6】	育英大学ホームページ(自己点検・評価報告書) <a href="https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/info/selfcheck/">https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/info/selfcheck/</a>	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	学校法人群馬育英学園 第1次中期計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 6-3-2】	学校法人群馬育英学園 第2次中期計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 6-3-3】	学校法人群馬育英学園 第2次中期計画【令和5年度修正版】	【資料 F-6】に同じ

## 基準 A. 地域連携の取組

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	高崎市教育委員会と育英大学との連携協力に関する覚書	
【資料 A-1-2】	伊勢崎市教育委員会と育英大学との伊勢崎市立学校の教育活動への支援に関する覚書	
【資料 A-1-3】	群馬県教育委員会と育英大学との連携協力に関する覚書	
【資料 A-1-4】	育英大学、育英短期大学及び株式会社エムダブルエス日高との相互による連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-5】	令和5年度 育英大学・育英短期大学公開講座～ぐんま県民カレッジ連携講座～第5回チャレンジ 運動遊び	
【資料 A-1-6】	令和5年度 育英大学・育英短期大学公開講座～ぐんま県民カレッジ連携講座～第2回オリンピックと触れ合おう!!	
【資料 A-1-7】	市内私立大学・短期大学連携事例発表会案内	